

1930年代日本における戦時財政政策の展開

藤 田 安 一*

- I 高橋財政から馬場財政へ——戦時財政の原型
- II 馬場財政から結城財政へ——軍財抱合財政の成立
- III 結城財政から賀屋財政へ——官僚財政の展開
- IV 賀屋財政から池田財政へ——軍財抱合財政の進展

I 高橋財政から馬場財政へ —— 戦時財政の原型

1. はじめに——問題の所在——

本稿の課題は、1936年2・26事件を前後して展開された「高橋財政」と「馬場財政」をとりあげ、各財政を担った高橋是清と馬場鑓一の財政政策および財政政策思想を比較検討したうえで、「高橋財政」から「馬場財政」への移行のもつ歴史的意義を考察することにある。

この種の研究にとって参考となるものとしては、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』全18巻、日本銀行調査局特別調査室『満州事変以後の財政金融史』（1948年）、大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』下巻（1969年）、日本銀行資料調査室『日本銀行八十年史』（1962年）、日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』第4巻（1984年）など官庁の公刊物があり、いずれも高橋財政や馬場財政の研究にとって不可欠の文献であるが、本格的に高橋是清と馬場鑓一の財政政策思想を両者の比較で論じた研究は、林健久氏の「ファシズム財政の原型——馬場鑓一蔵相論——」¹⁾であろう。林氏の論文は、日中全面戦争の勃発に先だつ馬場鑓一蔵相の財政政策思想とその財政政策のなかに、戦時財政の原型を認めようとするものであり、馬場鑓一を財政政策思想面から論じた優れて先駆的な研究である。さらに先述した本節の課題からいっても、馬場の財政政策思想を高橋是清のそれと対比して論じられており、極めて興味深いものである。だが林氏が、馬場鑓一の財政政策思想に焦点を合わせたことから、高橋是清の財政政策思想に対する理解の不十分さはまぬがれなかったであろう。次のような記述には首肯しえない。

「軍事費の生産的性格を強調し、それゆえその増加も恐れるには及ばぬという主張は、ファシズムないし戦時期には多くの国において展開された。日本でいつごろ誰によってそれがはじめて真正面からとりあげられたのか定かでないが、大蔵大臣クラスでこうした主張を公にしたのは、馬場をもって嚆矢とするのではあるまいか。少なくとも、これは高橋是清とはかなり対照的な議論であり、……」²⁾。

実は、高橋是清蔵相も軍事費の生産性について、馬場と同様のことを述べたことがある。高橋は

* FUJITA Yasukazu 経済学（財政金融論，日本経済論）専攻

言う——「軍事費の増加に関しては、色々と議論もあるけれども、しかしながら、これは今日内外の情勢においては、国家の存立上真に己むを得ざるものであるのみならず、これとても国民の生産力、経済力の進展力を阻害するほどではなく、寧ろ我国最近の産業界に刺激を与えているもので、この意味から見れば他の公共事業や土木事業を起こすのと、その効果においては大なる隔たりはないとも思はれよう。」³⁾この限りで、高橋蔵相は容易に軍部と協調しえたのである。要するに、高橋財政と馬場財政との違いを軍事費の生産性を認めるか否かで区別できないところに、両財政を評価する際の困難性の一端がある。したがって、高橋是清と馬場鑓一との財政政策思想の共通面と異質面について一層深く研究し、その研究成果を前提に、高橋財政から馬場財政への移行が示す歴史的意義を考察する必要性を痛感せざるをえない。

以下、次の順序で本章の課題に接近していくことにしよう。まず第1に、馬場財政を登場させた歴史的かつ経済的必然性を、高橋財政の展開とその帰結のなかに位置づける（「2. 高橋財政の『成功』と破綻」がこの課題にあてられる）。第2に、高橋財政を修正した馬場鑓一の財政政策思想を高橋是清のそれとの比較で検討する（「3. 馬場鑓一蔵相による『高橋財政の修正』」がこの課題にあてられる）。第3に、高橋と馬場との財政政策思想の比較を、再度、財政と国民経済との相互関係に対する対応のし方から再検討し、「高橋財政」から「馬場財政」への移行がもつ歴史的意義について考察する（「4. 戦時財政と国民経済」がこの課題にあてられる）。

2. 高橋財政の「成功」と破綻

1936（昭和11）年11月26日、馬場鑓一蔵相の手による1937（昭和12）年度一般会計30億4千百余万円の概算案が閣議に提出された。前年度の実行予算を超えること約7億3000万円のこの前代未聞の膨大な予算案が、笑談のうちにわずか1時間20分で閣議を通過し、あざやかなスピード記録をうちたてた。これに比べて、前年（1936年）度予算の概算決定が前後5日間にも及び、最後の予算閣議が午後4時から翌朝の7時半まで、夜を徹して延々15時間にわたる長時間記録をつくったのと、まさに対照的であった。蔵相高橋是清の最後の手による1936（昭和11）年度予算閣議が紛糾した原因は、陸軍から新たに提示された「作戦資材整備費用」という名の軍事費の上積み要求に対し、「財政の生命線」を死守しようとした高橋大蔵大臣が執拗な抵抗をしたためである。これは、出席閣僚から、ほとんど異議らしいものが示されなかった1937（昭和12）年度予算閣議に比較し、まさに隔世の感をいだかせると同時に、高橋財政とはかなり違う馬場財政の展開を予想させるのに十分であった。

周知のように、馬場鑓一蔵相の誕生の背景には、2・26事件とその直後における陸軍の広田内閣に対する露骨な政治干渉を無視することはできない。だが、その政治的影響をひとまずおくとしても、この馬場財政を生み出した歴史的経済的必然性については、前蔵相高橋是清による高橋財政の展開とその帰結を中心として、はじめに一瞥しておく必要がある。

世にいう「金解禁」が、井上準之助蔵相によるデフレ政策と折からの世界大恐慌の影響によって挫折した後、大蔵大臣に就任した高橋是清が直面した課題は、大規模な赤字国債の発行とそれを財源とする積極的財政政策によって、満州事変以降の軍事費を確保するとともに、昭和恐慌の影響による景気の沈滞を回復することにあった。さっそく高橋蔵相は、この課題に対処するため金輸出再禁止を断行し事実上の管理通貨制度に移行させた後、低金利政策と日銀引受け公債発行によるインフレ政策をとって景気回復を図ろうとしたのである。

インフレーションの生産的効果を見越して発行された膨大な公債が、国民経済の発展をもたらし、

公債自身の消化も順調に行なわれているうちは問題はない。事実、国債残高の急激な累積にもかかわらず、この間わずかな銀行券発行高の増加をみただけで、物価指数は1936年頃までは安定していた。他方、1931年から36年までに鉱工業生産は約2倍の急成長をとげ、貿易額も2倍以上の増加を示し⁴⁾、国民所得も飛躍的に増大していった⁵⁾。ではインフレを抑え、こうした国民経済の発展を可能にした理由はどこにあったのであろうか。それは幸いにも、この時期、わが国の生産力に余裕があったためである⁶⁾。なぜなら、公債の発行で通貨量が増大しても、それが遊休資本や遊休設備を動かし物資の供給を増加させることが出来るならば、通貨量の増大は物価騰貴を引き起こさずにすむからである。これが、高橋による膨大な赤字公債の発行にもかかわらず、極力インフレを抑えながら国民経済の回復がはかられ、かつ公債の順調な消化を可能にした経済的基盤であった。こうして、高橋財政による積極的財政政策は、収縮の極にあった国内市場を拡大し、軍需産業と低為替を利用した輸出関連産業に牽引され、日本は早くも1932年の下半期から他国に先駆け恐慌回復の局面に入るのである。

しかし、高橋財政を「成功」に導いたこの基盤は、そう永くは続かなかった。むしろ、高橋財政がその成果を発揮する過程そのものが同時に、新たな矛盾を生み出す過程でもあったと言った方が適切であろう。この兆候は、すでに1934年以降みえはじめてきた。皮肉にも、高橋財政の政策効果が発揮され景気が回復するにつれて、これまで存在していた生産余力が底をつき、企業の設備投資が活発化し、企業の外部資金依存が急激に高まってきた。そのため市中銀行にとっては、日銀が売却する公債に資金を投下するよりも、民間企業に資本をまわした方が有利になる状態が生まれてきたのである。結果は、1934(昭和9)年をピークに日銀引受公債の消化割合の低下となって現われた。明らかに、日銀の公債背負い込みとなり、膨張した通貨は日銀の統制力が及ばない悪性インフレへ進展する様相を呈してきた。さらに、景気回復にともなう企業の活性化は、設備投資資材や原材料の輸入を増大させ、低為替を利用した日本の輸出攻勢に対抗する世界各国の輸入制限措置の強化とともに、わが国の国際収支を徐々に悪化させていった。かくして、増税を避けながら赤字公債の発行によるインフレ効果によって景気を回復していく財政は、ここで完全に行き詰まってしまったのである。

この事態にいたって高橋蔵相は、悪性インフレの最大の原因となっている赤字公債の発行を抑制すべき「公債漸減政策」をかけた。軍事費の削減を言明するようになる。高橋は言う――「かりに国防上の計画と雖も、若し国民がもう公債を咀嚼する力がないのだと云ふことになれば、其国防は名ばかりで、実がないと同じである。いざと云ふ場合にそれを活用することが出来ない、画に描いた国防と同じものである。国防の経費と雖も十分に賄ふことが出来ない」と云ふ事情が其処に起こって来るのである。それ故にこれ以上公債を発行しても国民の消化力がないと云ふやうな場合に臨めば、国防費と雖も己むを得ず打ち切らねばならぬ。」⁷⁾

2・26事件に至る高橋蔵相暗殺の直接的要因が、こうしてつくられていったのである。

3. 馬場鑠一蔵相による「高橋財政の修正」

1) 「準戦時」財政の登場

馬場鑠一が大蔵大臣の席についていたのは、わずか11カ月間のことであった。しかし、2・26事件という未曾有のクーデターの直後だけに、今後日本の財政経済政策の舵主である蔵相馬場鑠一の一挙手一投足が世間の注目を集めた。さらに日本財政史上、松方正義と並ぶ財政家としてその手腕を認められていた高橋是清の後任であっただけに、なおさら馬場新蔵相への注目が集まった。

このことを馬場は意識してか、自己がとる財政政策を「非常時」財政に対する「準戦時」財政と位置づけた。「非常時」財政とは、高橋財政の別名であり、内には昭和恐慌からの脱出、外には満州事変への対応という、内外にわたる困難な課題を背負って健全財政の放棄を余儀なくされた財政という意味であった。馬場鑣一は2・26事件の衝撃を目の当たりにして、「非常時」よりもさらに体制の危機が切迫したという意味あいを含めて「準戦時」という言葉を使ったのである。現在、普通に満州事変から日中全面戦争の勃発までの時期を「準戦時体制」と呼ぶが、この準戦時体制という語は当時一大センセーションを巻き起こしたいわゆる「馬場税制改革」とともに、馬場鑣一の名をわが国の昭和史にきざみこむことになる。すなわち馬場鑣一が蔵相に就任して間もない1936年10月2日、関西財界人との懇談会に臨んで、税制改革案の内容を説明した際に、彼は次のように述べた。

「明年度予算として目下要求されているものは標準予算約18億のほかは国防強化、国民生活安定、産業振興などを目的とする新規事業費が14億あり、合併32億余円の巨額に達している。今後これをいかに査定するとしてもその結果財政の膨張をみることは明らかであり、殊に新規事業費の可成りの部分は経常費となること明かであるから、これに対処するためにどうしても増税により経常収入の増加を計らざるを得ない、殊に現下の情勢は財政について準戦時経済体制の採用を必要ならしめてをり今回の税制改革案はこれらの事情を考慮して立案したものである。」⁸⁾ (傍点は引用者)

準戦時体制なる新語を造出し、このなかに自己の財政政策を位置づけようとしたところに、高橋財政とはちがう馬場財政の意義を強調したいという、馬場鑣一の気負った姿勢がありありとうかがわれた。馬場が蔵相に就任する際おこなった次の声明は、この「馬場財政」の特徴を強く印象づけるものとなった。

「私が刻下の財政経済に付て考へて居りますことは、我国が対満政策の遂行・国防の充実・農山漁村経済の更生・その他国力の伸張・国本の培養上幾多重要な国策の実現を要し将来歳出の減少を予想することは恐らく不可能であるのみならず、或いは更に新たなる国費の増加をも覚悟せねばならぬ実状に在る際、歳出の一部を公債に依り支弁することは固より何等の差支はなく、又今日公債の発行が行詰まりつつあるものとは考へませぬが、普通歳入をその俣にして何時迄も非常時的赤字財政の形を続けて行くことは適当でないと思つて居ります、従つて速かに将来における歳出の見通しを付け、之に対する歳入計画を樹立すると共に普通歳入を増加して財政の基礎を強固ならしむべきであると思ひます、……以上私の考へて居りますことは、前内閣の財政方針とは相当の差異があるものと認めます……」⁹⁾。

この馬場の声明には、「高橋財政の修正」の内容として5点のことが唱われている。第1に国防充実、第2に公債漸減主義の放棄、第3に増税(税制改革)、第4に低金利政策、第5に財政計画の樹立がこれである。要するに、高橋前蔵相が軍事費を抑制するためにかかげた公債漸減主義を放棄して、国防の充実を計るために軍事費の膨張を認め、そのための財源確保に公債の増発と増税を行ない、この増発する公債消化を円滑にする手段として、いっそうの低金利政策を遂行する、そしてこれら相互密接に関連する諸政策を、一定の財政計画を樹立して運用しようというものであった。そこでまず私は、馬場鑣一蔵相が自らの財政政策の特徴としてあげた以上5点の内容を、高橋は清前蔵相との比較で検討してみようと思う。

2) 高橋財政の修正

(1) 国防の充実

2・26事件直後、広田内閣の組閣に際して示された陸軍の露骨な横やりは、入閣予定の閣僚から自

由主義者の排除を要求し、さらに寺内陸相の入閣の条件として、大陸政策の強行、軍備の充実、国政一新を国策の中心とするように強制する内容であった。だが広田首相は、同じく陸軍が要求した軍部大臣武官制とともに、これらの要求を黙々と承諾した。この広田首相以上に軍部に協力的であったのが蔵相馬場鑓一であり、馬場が広田内閣の組閣参謀として、また政策全般の委員長格として活躍したことが、広田内閣の親軍的性格を決定づける重要な要因となった。馬場蔵相の財政経済政策における軍部への配慮が、軍部自身をも驚かす寛大さであったことは、1937年度予算閣議における膨大な軍事費の承認によって、すでに立証済みであった。すなわち、「国防の充実に関しては、現下の国際情勢に鑑み財政の許す限り之を認め、相当多額の経費を計上致した」¹⁰⁾のである。

馬場は軍事費の膨張を正当化する根拠に、これもまた、当時軍部やその支持層から盛んに唱えられていた軍事費の生産性論を採用していた。馬場は言う——「世間では国防費といふものを非常に不生産的の経費だといふ声沢山ある。私は国防費に対して不生産的といふ言葉は使はない。唯直接生産的、再生産的効果のないものは多いが、併し国防費は不生産的だと言ふことは余程慎まなければならない。……国防費は或る意味に於て堤防を築くのと同じだ。詰り堤防を築いて洪水の氾濫がなかったといふ効果が堤防に依るのであるならば、国防を充実してあるが為に外国と戦争しないで済む、或は国防のお陰で以て吾々の民族の海外発展が大いに出来る。国旗の翻る所即ち我が商権の進出する所、或は民族の進出する所だと考えていけば、寧ろ生産的だと言った方が宜しいぢやないか。況や今日の軍需工場といふものは、造船業、重工業或は軽工業の発展に非常な裨益を齎して居るといふ事を海軍などは堂々と述べて居る。さう考へて来ると、国防費は不生産的ならずして生産的だといふ議論も立つと思うのであります。」¹¹⁾

大蔵大臣の立場から、「軍事費の生産性」をこのように認識していた者は、なにも馬場だけではない。1930年代に入り、軍事費抑制のシステム化を金本位制への復帰によって果たそうとした井上準之助蔵相は別格としても、高橋是清前蔵相は軍事費の生産的性格を、石橋湛山との対談のなかで次のように述べたことがある。「成る程国防は直接生産はしない、が国防に使う金は、大に生産に関係を持ってゐる。国防の為めには、材料も要る、人の労力も使はれる。其等の人の生活が之に依って保たれる。だから拵へた軍艦そのものは物を作らぬけれども、軍艦を造る費用は皆生産的に使はれる。それから船が出来た後で、又之を維持して行くには、石炭なり、油なり、人なりが入用だ。矢張人を養う働きをする。国防は無論生産に関係がなくとも、それはそれとして必要であるが、併し之を不生産的と見るのは穩当ではなからう。」¹²⁾このように高橋が、1934(昭和9)年のこととはいえ、当時の状況下で軍備の生産性を説くことが軍事費への警戒心を鈍らせ、時として自らその手綱をゆるめる結果になった責任はまぬがれない。文字どおり、これが高橋是清の命取りとなる。

ともあれ、高橋是清も馬場鑓一同様、軍事費の生産性を主張し軍備の拡張それ自体を否定したわけではない。この限りで、両者の相違はないと言える。違いは次の点にあった。高橋が対外政策の基本として、外交手段による「平和」的な交渉が第一義であり、軍備はそれを有効にするためのいわば「必要悪」であるという立場に立ち、なるほど国防の充実は重要ではあるが、なるべくこれを最低限にとどめなければ国の財政は耐えきれない。形式だけ軍備がととのってもダメである。外交と国防および財政、この3者が調整されて初めて目的を達することができるかと主張し、軍部と激しく対立したのである¹³⁾。

それに対して、なによりも馬場は、「兎に角議論は別として国際関係、国際的環境から言つて、我国の国防費の増加といふ事は好むと好まざるとに拘らず己を得ぬことである」¹⁴⁾として、軍事費が増大していくことを自然の流れと受け止めた。ここに、満州事変への対応を大義名分とする軍部

の台頭と政治的発言力の拡大を抑え、軍事費の膨張を抑制しようとした高橋前蔵相との決定的ともいえる相違があり、馬場蔵相の現状肯定的姿勢がよく表われている。馬場のこうした政治姿勢を非難する者は、彼を時局追隨のオポチュニストと呼び使乗主義者と称したが、馬場に言わせれば、抗しえぬ時代の流れに従ったまでのことであると言いきるであろう。このような人物を大蔵大臣に得たことは、満州事変を契機に政治的発言力を飛躍的に増大させ、それを自然の流れと認めさせることに努めていた軍部にとって、まさに強力な後援を得たことを意味したのである。

(2) 公債漸減主義の放棄

「公債漸減主義」とは、高橋蔵相が1936年度予算編成を前にした1935（昭和10）年6月に、明年度予算編成の根本方針として打ち出したもので、税の自然増収分だけ赤字公債の発行を減らすということその内容とし、軍部による過大な軍事費の拡大要求を、辛うじて抑制する唯一の拠点となったものである。馬場鑠一はこの方針を一蹴し、「私は実は赤字公債をそんなに恐れない。恐れたところで出さなければならぬものは出さなければならぬ」¹⁵⁾と述べて、巨額の財政資金を公債発行と増税に求める政策転換を行った。だが馬場とて、膨大な公債発行にともなう公債消化問題に目をつむるわけにはいかない。そこで、馬場財政の「革新」の目玉である統制経済、とりわけ金融統制の指向が公債消化に関わって登場することになる。馬場は言う——「この公債を引受けさせる途を講ずることは幾らも外に方法があると思ふ。例へば今日預金部で引受けて居る公債をモット余計に増すとか、簡易保険で引受けて居る公債をモット増すとか、或は鉄道であるとか印刷局であるとか、事業をやっている官庁の共済組合は皆公債を持たせるとか、或は今日の保険会社或は信託会社にモット公債を持たせるとかいふ事は、行政手段、法律手段を以てやっても宜しい。」¹⁶⁾

このような公債政策の転換は、高橋前蔵相が最悪の事態として、極力それを避けつづけてきたものであった。高橋は当初から、赤字公債の発行を継続していくつもりはなく、やがて景気が回復するにつれて、その歴史的使命を終えるものと考えていた。高橋は言う——「赤字公債はよくない。しかし一昨年来の経済界の情勢から見て政府がまず刺激剤を与えねばならなかったのである。金融は極度に梗塞して資金は得られず、資金のあるものも事業を拡張する勇氣も挫けている有様であるから、それ故に刺激剤として赤字公債が生まれたのである。」¹⁷⁾したがって、高橋蔵相にとって「赤字公債の発行は健全財政に立直るための手段」¹⁸⁾であり、赤字公債が国民経済の「刺激剤」として、その役割を果たした後は漸減されるべき対象であった。

(3) 増税（税制改革）

高橋財政下においても、大蔵省内では絶えず増税計画が立案されてきた¹⁹⁾。だが、高橋蔵相は一貫して増税や新税の設立を回避する姿勢をとり、毎年の歳出増加に必要な財源は、既存の税制構造から生ずる自然増収によって賄うという態度を堅持しつづけたのである。とはいっても、高橋は増税そのものに反対したわけではない。増税は時期尚早であるとして、とりあわなかったまでのことである。その根拠は2点ある。第1は、いま増税をすれば、せっかく立直った景気の芽を摘みとることになる。第2は、現在の景気上昇によって、かなりの収益を得た者があっても、彼らは税以外の各種の寄付金を負担しているので、増税によって貧富の不均衡を是正する必要はない、というものであった。とくに後者は、たびたび高橋が議会の答弁で披露したものである。

事実、高橋財政下においては少額の減免税を除くと、藤井真信蔵相によって一部の産業の増加所得に対し臨時的な利得税（臨時利得税）が創設された程度で、租税構造には大きな変化はみられない。この意味からも、1937（昭和12）年度予算で明るみに出た馬場の増税計画は、まさに画期的であった。すなわち、法人所得税を8割、個人所得税を3割も増徴し、従来の源泉課税の利子所得を

総合課税とし株式配当の4割控除を廃止する。また財産税を新設し、相続税も10割程度の増税を計画をした。さらに、間接税についても、酒税・砂糖消費税等の2割、織物消費税を1割増税し、売上税や揮発油税、有価証券移転税を新設した。これによって1937年度は約4億2000万円の増税となり、このうち地方財政調整交付金の2億2000万円を差し引いても2億円の増収が見込まれたのである²⁰⁾。

前述したように高橋財政の展開は、徐々に公債消化の低下にともなう悪性インフレの兆候と国際収支の悪化となって、その財政政策の弊害を顕在化させ、増税を避けつつ赤字公債の発行に依存して景気を回復しようとする高橋財政は完全に行き詰まっていた。とはいえ、大規模な増税計画が社会に与えるショックを考慮してか、馬場蔵相はあえて増税という語を避けて、「中央地方を通ずる税制改革」と称し、その意義を強調することに努めた。馬場は言う——「今回の税制改革は、其の意義に於ても將又其の規模に於ても、我国税制史上正に画期的のものであると申しても過言でないのであるが、之に依り国民負担の不均衡を是正し、直接間接に国民生活の安定に資すると共に、相当程度の増収を挙げ財政の強化を図り、幾多重要国策の遂行を容易ならしめんとするものである。尚又私は税制の弾力性といふことに就て、深甚の考慮を払ったのであるが、之は現下内外の情勢に鑑み、極めて重大なる意義を有するものと考へるのである。」²¹⁾

確かに、馬場蔵相のこの「税制改革案」には、所得税中心主義の建前に立って、都市と農村の税負担の不均衡を是正し、農村負担の軽減と法人税の強化を目指した点など、資本主義の発展に符合させようとした現代的税制への努力の跡をみることができる。しかし、この税制改革は何よりもまず、軍事化の進展にともなう行政事務の円滑な遂行にとって必要な財政的基盤を整えることを意図し、弾力的な税源を国家が独占しながら、財源再配分を通じて地方財政の中央集権の税制を一挙に強化しようとするものであった。1940(昭和15)年に確立されるこの税制構造を、まだ戦争という外的強制のない時期に目指そうとした馬場税制改革案は、それだけに当時、種々の社会的反響をひきおこした。たとえばこの税制改革案が、各層間の負担の均衡を計ると称して、まがりなりとも従来の税にそなわっていた社会政策的税制を掘り崩し、間接税の増徴による大衆課税を強化したことは、馬場税制改革案に対する広範な人々の不満を強めた。さらに、財界からは財産税や有価証券移転税の創設、利子所得などに対する優遇税制の廃止、相続税に対する大幅増税などに反対する運動が盛り上がりを見せた。直接国民の利益にかかわるものであっただけに、馬場の増税計画は馬場財政の不人気を象徴的に表現するものであった。

(4) 低金利政策

公債漸減主義を放棄した瞬間から、馬場蔵相にとって膨大な公債発行にともなう財政負担を、いかに軽減するかが焦眉の課題となった。そこで、馬場が蔵相就任の直後からまず手懸けたのが、増発する国債を円滑に消化するための低金利政策であった。もちろん低金利政策は、高橋財政においても政策の中心を占めており、マスコミが高橋前蔵相の「第1次金利革命」に対する馬場蔵相の「第2次金利革命」と呼んで、わが国金融史上、最低の金利時代を印象づけたものであった。だが、高橋と馬場とでは低金利を推進した目的が違っていた。高橋は、馬場のように単なる財政上の配慮だけでなく、なによりも昭和恐慌をにらんで、企業の金利負担の軽減をはかることによって景気を振興させるねらいがあった。高橋蔵相は1932(昭和7)年3月から日本銀行の金利を3度にわたって引き下げると同時に、それに見合って郵便貯金利子の引き下げを行ない、民間金融の金利引き下げを積極的に誘導していったのである。それにもなっって国債の利率も下がったが、「高橋蔵相は、国債利率は4分にとどめておくべきで、それ以下に低下することは、国民資金蓄積の上から行き過

ぎであると考えていた。」²²⁾ そのため、高橋蔵相の手による低金利政策の推進は、1933年秋には打ち切れ、以降は進展していかなかったのである。

しかし馬場が蔵相に就任するや、高橋財政期に釘づけされていた金利を一層低位に誘導するため、矢継ぎ早に低金利政策を推進した。まず1936年3月に、大蔵省と日本銀行とが協力して預金部資金の貸付利率の引き下げを、4月には日銀公定歩合の1厘引き下げを行なった。さらに、5月1日以降、5分利国債の3分半利借換えが実施された。その結果、この時の金利水準＝日銀商業手形割引歩合9厘・定期預金金利3.3%は日本金融史上、空前の低水準を示すことになった²³⁾。国債の低利借換えは、予想外にスムーズに進んだものの1936年10月以降、早くも国債の売れ行きが鈍化し国債の市価も低落するに至った。この頃には、昭和恐慌期に一般的にみられた過剰生産設備や遊休貨幣資本は景気の回復とともに解消され、失業労働力もほぼ吸収されていたのに加えて、馬場財政による低金利政策を利用して企業は銀行から資金を借り受け、一層積極的な投資活動を展開した。そのため市中銀行は低利回りの国債にそっぽを向き、国債の消化は困難となり赤字公債によって増発された貨幣は日銀に還流せず、急激な物価の上昇をひきおこしたのである。この物価上昇は、膨大な予算にともなう財政需要に応じようとして招いた輸入増とそれを原因とする国際収支の悪化とともに、馬場財政のゆきづまりを端的に表現するものであった。

(5) 財政計画の樹立

馬場蔵相が「赤字公債をそんなに恐れない」²⁴⁾ と強弁したところで、公債消化の困難とそれに伴う国家信用の失墜をまぬがれるわけではない。そこで馬場は、軍事費の見直しを中心とした財政計画を樹立することによって、出来るだけこの弊害を除去しようとしたのである。馬場は言う——「公債の市価を維持し、財政の信用を維持し、為替相場に悪影響がなく、悪性インフレを起さない為めには、相当年間先の見透しを付けた財政計画を樹て、而して尚ほ今後の形勢に依っては無論増税計画、増収計画をやっていく方が宜しいのです。殊に国防費の増加に伴ふ増税計画は、或る意味に於ては政治的の効果があると言へる。即ち国防費の増加に対して国民が直接にこれだけの負担をして居るといふ事を自覚し、又これに依って国防費の濫に流れることを防ぐ為にも必要であります。必要であるが凡そここ5年なり7年なりの間にどの程度の国防費が要るかといふことの見透しが付いて、それに対する財政計画が相伴ってこそ初めて増税その他の増収計画の意味がある。」²⁵⁾

馬場の大蔵大臣在任中に、この財政計画が具体化された事例としては、1937(昭和12)年度予算編成において「新方式」を採用したことであろう。予算編成の新方式とは、つぎのシステムを採り入れたことをさす。すなわち、従来の慣例によれば、予算の編成はまず各省が要求を主計局に持ち込み、各省と主計局の事務折衝から始められるのであるが、この年には閣議の申し合わせによって、「各省予算ノ要求ハ従来ノ如ク各省ヨリ直接大蔵省ニ折衝スルコトナク、一応閣議ニ於テ審議シ緩急前後ヲ決スベキモノトス」(昭和11.5.29閣議申合)という方式が決められた。これは内閣で決定される重要国策を、なにより優先的に予算化するために考えられた措置であった。各省の予算要求を、直接閣議が審議するというこの時のやり方は異例なものであり、その後の予算編成では行なわれなかったものの、しかし重要国策がまず閣議で先議され、国策事項を優先的に予算に計上するという方式は、軍事費確保の目的をもってその後、ほとんど慣習的なものになっていったのである。

予算編成方式のこの着想は、なにも馬場蔵相が初めてではない。実は、高橋前蔵相もこれと同じ予算編成方式を閣議に提案したことがある。高橋是清は1933(昭和8)年6月6日の閣議において、「赤字財政に悩むこの際であるから各省においては従来の如く予算分捕りの弊に陥ることなく来年度予算の編成にあたられたい」²⁶⁾ とのべて、つぎのような提案をした。「予算編成に着手する前、

まずもって閣議において国家的見地にたち重要政策に関する方針を協議し、大綱を決定し、もって各省は右方針にもとづき大蔵省に概算要求をなし異常急変の事情なき限り該決定に反する要求を提出せざることをし、よってもって限りある国家の財力を最も有効適切なる方向に使用するの途を講ずる要あり。」²⁷⁾つまり、高橋蔵相が唱えた予算編成の新方式では、各省が概算要求を出す前に、あらかじめ閣議において協議し大綱を決定して、この方針に従って各省が大蔵省に概算要求をなすという馬場の提案と同じものであった。これに対し、閣議では三土忠造鉄相から高橋蔵相の意図は理解でき理想としては十分評価できるものの、現実には困難であるとする意見が出された²⁸⁾。この時は高橋も、「自分の自論である重要費目を事務的交渉前に閣議で方針を決めて行くやり方は出来そうもない。」²⁹⁾とのべ、結局実現するには至らなかったのである。

しかし、提案された予算編成方式は同じであっても、高橋と馬場とではその意図は根本的に違っていた。すなわち高橋前蔵相が、この予算方式によって各省庁の予算の分捕り、とりわけ軍部の軍事費拡大の要求を抑えることを目的としていたのに対して、馬場蔵相は、なによりも軍事費を優先的に確保するために考案したものであった。要するに馬場蔵相は、先ず将来にわたる財政計画の見透しを立て、その計画の枠内で軍事費やその他の支出を規制しようとしたのではなく、逆に軍部の要求を率直に受け入れて、膨大な継続費を含んだ軍事費の見透しを立ててから財政計画を樹立しようとした。そのため、これは財政計画という名に値しないとして、当時すでに著名なジャーナリストであり、大原社会問題研究所から東京朝日新聞社に入社したばかりの笠信太郎から、つぎのように酷評されたのである。「財政計画の見通しというよりは、むしろただ軍部提出の軍備拡張計画の見通しにすぎない」³⁰⁾と。

4. 戦時財政と国民経済

以上、私は馬場鑓一が蔵相就任にあたって述べた財政方針のうち、自己の財政政策を前蔵相高橋是清のそれと区別した諸点にしばって、高橋前蔵相との比較で考察した。もちろん、高橋との比較で限っても、以上の5点の内容につきるわけではない。その他に、地方財政調整交付金制度に対する両者の主張の違いや、対満投資に対する見解の相違など重要な論点としてあげられよう。前者は、地方自治と地方財政の発展をいかに計るかという問題に関わるし、後者は、馬場財政の対外膨張主義的軍事的財政という性格を論ずる場合に看取し得ない。これらは今後、一層の研究が必要とされる分野である。ここでは以上の考察にとどめて、本章の課題である高橋財政から馬場財政への移行が有した歴史的意義について、結論づけておこう。

確かに、高橋財政と馬場財政とは、財政制度としての共通面がみられることは確かである。例えば、高橋前蔵相がシステム化した赤字公債の発行および公債発行の日銀引受制度などは、馬場蔵相が踏襲し大規模化したまでのことであると言える。しかしそれととも、こうした制度によって果たそうとした政策的意図が、高橋と馬場とでは根本的に違っていたことは、前章の考察から明らかであろう。したがって、高橋財政から馬場財政への移行を、財政制度としての継続と財政政策および財政政策思想の断絶として、ひとまず総括しておこう。だが問題は、この移行の歴史的意義を問うことであり、戦時財政の成立にとって有した意義を、高橋財政から馬場財政への移行のなかに考察することでなければならない。

ある意味では確かに、ファシズム下の総力戦体制を整えた国において、「戦争とは、国債をいかに大量に発行し、それをいかに消化するかという問題だ」³¹⁾と言えよう。すると、高橋前蔵相による赤字国債の発行が満州事変という名の戦争を支え、さらに、日中戦争や太平洋戦争にもひきつづ

いて採用された国債の日銀引受発行制度も、高橋是清の創設によることを思うとき、高橋財政を戦時型財政と言えなくもない。だが、この点も本節で考察したように、第1に、高橋の財政政策はあくまでも昭和恐慌からの克服を政策課題とし、それに役立つ限りで軍事費の生産性を問題にしたこと。第2に、軍備の充実も財政が耐え得る範囲内で許容したにすぎず、軍事費の膨張とそれに伴う赤字国債の増発が悪性インフレをひきおこす兆候をみるやいなや、公債漸減政策をかかげて軍事費を抑制しようとしたことなど、明らかに高橋財政を戦時財政と規定するには無理がある。

では、馬場財政を戦時財政と言っただけでよいかというと、これも何点かの留保が必要である。先ず第1に、林健久氏も指摘しているように³²⁾、日本の戦時財政が臨時軍事費特別会計によって担われた事実を重視するなら、これが設置されるのは広田内閣倒解から半年以上も後の日中戦争勃発後のことである。さらに、馬場蔵相によって編成された1937年度予算は、内閣総辞職により結局実施されずに終わった。その財政を戦時財政と呼んでよいかどうか、問題は残るからである。第2に、以上の指摘に加えて私は、戦時財政と言う場合には軍部と財閥との協調関係の形成を重視している。そのために馬場財政の後の結城財政＝「軍財抱合」財政が戦時財政の形成にあたって有した独自の意義を重視したいと思う。したがって私は、馬場財政段階での軍部と財閥との協調関係の不十分さも、留保の重要な要素と考えている。

以上の留保を考慮したうえでのことではあるが、軍事費を中心とする経費の膨張を国民経済が許容できる範囲内に抑制しようとした「高橋財政」と、この財政を転換させ、逆に国民経済を軍事費に追随させようとした「馬場財政」とでは、明らかにその財政政策および財政政策思想に違いがある。さらに、高橋財政の段階ですでに顕在化していた財政と国民経済との相克を、馬場財政は統制経済によって繰り延べようとしたこと、あるいは統制経済を前提としなければ財政政策を行ないえない事態に至ったことは、明らかに財政政策の新段階を告げるものであった。戦時財政が、国民経済を軍事目的に動員するための手段にし、統制経済をその不可欠の要素にするものであるとすれば、まさに馬場財政は戦時財政と呼んでもよいのではなかろうか。少なくとも、馬場財政をもって戦時財政を意識的に追求した財政政策として位置付けることは可能であり、ここに、高橋財政から馬場財政への移行における歴史的意義を見出だすことができるであろう。

5. 結びにかえて

私が本稿を執筆した動機には、馬場財政との比較を通して、従来の高橋財政研究のいわば常識化している方法を批判したいという意図があった。その研究方法とは、1931年に犬養内閣の蔵相に就任してから2・26事件によって暗殺される1936年までの高橋是清の財政政策を、前期と後期に区分して、「前期高橋財政」が徐々に行き詰まり、それを修正して健全財政へ転換する過程として「後期高橋財政」を位置づけようとするものである³³⁾。

確かに、この方法はわかりやすく、矛盾と相克をはらむ歴史的転換期の高橋財政を説明する一つの方法としては都合がよい。しかし、それまでである。この方法では、高橋財政が財政政策としていかなる本質的特徴をもっていたかがわからない。私が高橋財政を研究して気づくことは、「前期高橋財政」には見られなかった財政政策が、突如として「後期高橋財政」に出てきたわけではなく、初めから高橋是清の財政政策および財政政策思想にそなわっていた政策手段が、歴史的変化にともなって表面化した事例が実に多いということであった。例をとろう。本節でとりあげた増税にしても、前述したように、高橋はそもそも増税そのものに反対していたわけではない。増税は時期尚早であるとして、取りあげなかったまでのことである。また公債漸減政策も、1935年になって初めて

高橋蔵相が言い出したのではない。高橋の公債政策には、すでに赤字公債の発行に踏み切ったその時点から、赤字公債を減らすことを意図していたのである。したがって、私が拙稿『高橋財政』と国民経済——財政政策の根本問題によせて——(I)(II)³⁴⁾において、高橋財政の特徴を考察した時、従来の研究で行なわれてきたような高橋財政を前期と後期に区分するという方法をとらず、高橋財政期全体をとおして、高橋蔵相が財政と国民経済との対立・矛盾した関係をいかに認識し、それにどのように対応したかを基準にして高橋財政を評価するという、新たな研究視角を提起したのである。

実は、高橋財政を「前期高橋財政」と「後期高橋財政」とに分ける高橋財政研究の方法は、高橋財政から馬場財政への移行をどのようにみるかという研究にも、思わぬ影響を与えている。例えば、馬場財政は「高橋財政が膨張財政に加えようとした修正を廃棄して、再びこれを一層拡大された規模において元の膨張財政の軌道に復そうとするもの」³⁵⁾と評価するとき、「前期高橋財政」の延長線上に馬場財政を置くことになる。そのため結果は、高橋財政から馬場財政への転換は、同一方向にむいてのカーブであって基調の転換ではないということになる。反対に、「後期高橋財政」を馬場財政と比較すれば、それは大なる転換と結論できそうである。私は本稿によって、この両者の評価から高橋財政を開放し、前期後期の区別なく、総体としての高橋財政から馬場財政への移行の意義を明らかにすることを課題としたのである。

注

- 1) 林健久「ファシズム財政の原型——馬場鉄一蔵相論——」東京大学社会科学研究所『戦時日本経済』(ファシズム期の国家と社会2) 東京大学出版会, 1979年。
- 2) 同上, 183ページ。
- 3) 高橋是清遺述『高橋是清経済論』千倉書房, 1936年, 640ページ。
- 4) 鉱工業生産と貿易額については、日本銀行調査局「金輸出再禁止により終戦までの我国経済統制の推移」日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和編』第27巻, 1970年, 495ページを参照した。それによると鉱工業生産は、1935年を100とすると1931年の62.2から1936年には110.5へと約2倍に増加し、貿易額は24億9800万円から57億2200万円へと2倍以上の増大を示している。
- 5) 国民所得については、シャー・リフ著、和田勇訳『戦争と日本経済』(黄土社, 1946年, 225ページ)によると、1931年から1936年までの間に99億900万円から133億7800万円へと増加している。
- 6) この事情を、深井英五は『人物と思想』(日本評論社, 1939年)で、当時の日本経済が「物資生産力余裕の時代」(269ページ)にあったことを指摘している。深井はその理由として、第1に、第1次世界大戦中に増大した生産力が、大戦後の軍縮によって余力を残していたこと。第2に、浜口内閣の産業合理化運動によって遊休資本が存在していたこと、をあげている。
- 7) 高橋是清遺述, 山崎源太郎『国策運用の書』斗南書院, 1936年, 58ページ。
- 8) 『大阪朝日新聞』1936年10月3日。
- 9) 前掲『日本金融史資料・昭和編』第34巻, 1973年, 1ページ。
- 10) 青木信光『馬場鉄一伝』故馬場鉄一氏記念会, 1945年, 255ページ。
- 11) 馬場鉄一『財政と金融に関する若干の問題』金融研究会, 1935年, 121~122ページ。
- 12) 高橋是清遺述『随想録』千倉書房, 1936年, 400ページ。
- 13) この点に関する「高橋財政」の政治過程を研究したものとして、藤田安一「高橋是清と五相会議」(『政治経済史学』第274号, 1989年2月)及び、同「高橋是清と内政会議」(『政治経済史学』第275号, 1989年3月)を参照(本書第4章および第5章所収)。

- 14) 前掲『財政と金融に関する若干の問題』124ページ。
- 15) 同上, 128～129ページ。
- 16) 同上, 129ページ。
- 17) 『大阪朝日新聞』1934年2月15日。
- 18) 前掲『高橋是清経済論』640ページ。
- 19) 昭和恐慌期から馬場税制改革案策定にいたる大蔵省内の税制改革の立案過程については、大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』下巻, 1969年, 45～46ページ及び、神野直彦「馬場税制改革案の形成過程」(『ジュリスト』No.692, 1976年6月)を参照。
- 20) 「馬場税制改革案」の内容については、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第5巻『租税』(東洋経済新報社, 1957年)の第2章第3節「膨大予算の出現と馬場税制改革案」を参照。
- 21) 前掲『馬場鑓一伝』244ページ。
- 22) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第6巻『国債』東洋経済新報社, 1954年, 270ページ。
- 23) 詳細については、大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』下巻(大蔵財務協会, 1969年)76ページを参照。
- 24) 前掲『財政と金融に関する若干の問題』128ページ。
- 25) 同上, 129～130ページ。
- 26) 『大阪朝日新聞』1933年6月7日。
- 27) 同上。
- 28) 同上。
- 29) 同上, 1933年7月30日。
- 30) 笠信太郎『準戦時統制経済』『笠信太郎全集』第2巻, 朝日新聞社, 1969年, 423ページ。
- 31) 公社債引受協会『日本公社債市場史』東京大学出版会, 1980年, 84ページ。
- 32) 前掲「ファシズム財政の原型——馬場鑓一蔵相論——」174ページを参照。
- 33) この方法をとる代表的文献としては、坂入長太郎『日本財政史研究』第4巻『昭和前期財政史』(酒井書店, 1988年)がある。
- 34) 藤田安一「『高橋財政』と国民経済——財政政策の根本問題によせて——(I)(II)」(『政治経済史学』第289号・第290号, 1990年5月・6月)
- 35) 藤田武夫『日本資本主義と財政』下巻, 実業之日本社, 1949年, 249ページ。

II 馬場財政から結城財政へ——軍財抱合財政の成立

1. 課題と分析視角

私は本稿のIおよび別稿¹⁾において、「高橋財政」と「馬場財政」との比較研究を踏まえ、戦時財政が「国民経済を軍事目的に動員するための手段にし、統制経済をその不可欠の要素にするものである」とすれば、「馬場財政」を日本における戦時財政の出発点とすることができ、少なくとも、馬場財政をもって戦時財政を意識的に追求した財政政策として位置づけることは十分可能であると論じた。だが同時に私は、同論文で馬場財政を戦時財政と規定することについて、つぎの2点の留保をつけた。

第1は、林建久氏も指摘しているように²⁾、日本の戦時財政が臨時軍事費特別会計によって担われた事実を重視するなら、この「臨軍費」が設置されるのは、広田内閣の倒閣による馬場財政の終焉から半年以上も後、日中全面戦争勃発後のことである。また、馬場蔵相によって編成された1937

年度予算案は、内閣総辞職により実施されずに終わっている。その財政を戦時財政と呼んでよいかどうか問題は残ること。さらに第2は、戦時財政の成立には軍部と財閥との協調関係は不可欠である。そのために私は、馬場財政の次の結城財政＝「軍財抱合」財政が、戦時財政の形成にあたって有した意義を重視する立場から、馬場財政段階での軍部と財閥との協調体制の不十分さを留保の重要な要素と考えた。

本稿の課題は、上記の留保理由のうち第2の点に焦点を合わせ、結城財政＝「軍財抱合」財政が、わが国の戦時財政の成立にあたって果たした独自の意味を考察することにある。その際の分析は、つぎの視角から行なうことになる。第1は、軍部と財閥との協調体制が形成される支点を「生産力拡充」政策に置く。第2に、「生産力拡充」政策が財政金融制度をどのように再編成し、この制度が「生産力拡充」政策を推進するための貨幣的金融的導管の機能を、いかに果たしていったのかを検討する。第3に、この過程で軍部と財閥との利害が、いかなる形態をとって調整され、両者の歴史的妥協がはかられていったのかを考察する。以上である。

2. 結城財政と「生産力拡充」政策の登場

「生産力拡充」政策が、抽象的言葉としてではなく、具体的内実をもって政府のスローガンとして唱え出されたのは、広田内閣倒閣後の林銑十郎内閣(1937.2.2-6.4)の時であった。林内閣の大蔵大臣には、日本興業銀行総裁であった結城豊太郎が就任した。4ヵ月という超短命内閣にもかかわらず、歴史上、この結城蔵相による財政経済政策を「軍財抱合」財政と呼び、日本戦時財政の進展において特筆すべき位置を与えてきた。本稿は、その解明にあてられるが、まずその鍵をにぎるとされる「生産力拡充」政策の本質を究明することからはじめよう。

「生産力拡充」政策の立案に向けての本格的展開は、軍部がいちはやく政治経済を全面的に掌握し主導権を握った「満州」において行なわれ、それが日本国内の統制経済を先導する形で実行された。この過程の研究は、原朗「一九三〇年代の満州経済」(満州史研究会『日本帝国主義下の満州』御茶ノ水書房、1972年所収)に詳しく展開されている。それによれば、関東軍の「満州」における統制経済化のプランづくりは先例があるとはいえ、特に重要な画期となったのは、1935(昭和10)年8月参謀本部作戦課長に着任した石原莞爾による日満財政経済研究会(いわゆる宮崎機関)の創設と、この研究会による軍需産業拡充計画の立案であった。というのは、後にこの案が基礎となって、それぞれ1936年12月、満州では『満州産業開発五年計画綱要』に、また日本内地では1937年5月の『重要産業五年計画要綱』にと、日満軍需産業拡充計画として具体化されていくからである。

これらの軍需生産力拡充計画は、それを実行に移す内閣の成立を要求した。そのため、「36年秋以降宮崎機関は計画成案のたびに陸軍省、参謀本部に説明するのみでなく、政財界の有力者に対して計画案を説明し、その意見を求めている。近衛文麿、池田成彬はもとより、結城豊太郎、鮎川義介、津田信吾、野口 遵、郷古潔、斯波孝四郎、小倉正恒、木戸幸一、林銑十郎等、極秘のうちにも相当広範囲にこの計画は配布された如くであり、36年末には、この案に相当問題はあるにしても結局は『実行せざるべからざるか』という所まで政財界首脳者の意図は煮つまってきた。」³⁾ また、参謀本部の石原莞爾は、この計画を実行するだけの力量を備えた内閣の実現を1936年末頃から構想しており⁴⁾、当時「荻窪会談」という荻窪の有馬頼寧邸で行われた会合は、林内閣の準備工作であったといわれている。この荻窪会談には、林銑十郎、後藤文夫、山崎達之輔、小原直、永井柳太郎、中島知久平、有馬頼寧といった各界代表に並んで、財界代表として結城豊太郎が出席していた⁵⁾。

これらの事実は、林内閣で唱えられた「生産力拡充」政策の本質を理解するうえで、つぎの3点が極めて重要であることを示している。第1に、「生産力拡充」政策が世界的なブロック経済化の進展の中で、日本帝国主義が自らのアウトルキー圏の拡大強化をめざした対外膨張主義的軍事的政策の一環であったこと。第2に、「生産力拡充」政策が単なる国民経済力の拡大をめざすものではなく、なによりも軍需生産力の拡充を目的としたものであったこと。第3に、結城豊太郎大蔵大臣や池田成彬日銀総裁など財界の代表者が、この軍需「生産力拡充」政策を承認して財政経済政策を担当したこと。以上である。

こうして、「生産力拡充」をスローガンに、軍部と財閥とが急接近した理由には、両者の利害を一致させつつあった当時の日本がおかれていた客観的状况と、それを反映した両者の観念の転換があったことは言うまでもない。その状況とは、満州事変以降の経済軍事化の進展が、日満一体となって軍事生産力を拡大すべく経済を急速に高度化することを必要としていたことであり、これを反映して軍部と財閥との双方で、つぎのような観念の転換がおこっていたことである。軍部は昭和恐慌下における国民の財閥感情を考慮した反財閥の姿勢から脱皮し、軍備強化のための軍事予算の消化には財閥の資本力を重視せざるをえなくなっており、とりわけ、軍部統制派は「高度国防国家」の建設にとって財閥をパートナーと認識しはじめていた。他方、従来から外国資本の導入と資源の対外依存を不可欠として親英米路線を支持してきた財閥も、満州事変以降の軍事経済化の進展のなかに自己の蓄積基盤を確保しようとする動きを示し、いわゆる「財閥転向」による株式公開を契機にして重化学工業への本格的進出を開始しつつあったのである。

3. 馬場財政から結城財政へ

林内閣の「生産力拡充」政策の目的が、軍需生産力の拡大にあるとはいえ、それを正面から「軍需生産力拡充」政策として打ち出せるほど、まだ国民各層のコンセンサスはとれてはいなかった。国民経済力を挙げて軍需生産に集中できる体制が整備されていくのは、近衛内閣後の日中全面戦争勃発以降のことに属する。その過渡期にあったとはいえ、林内閣はなによりも「馬場財政」の後遺症に悩まなければならなかったのである。

2.26事件直後に成立した広田内閣は、軍部の露骨な干渉の産物であり、大蔵大臣には軍部の強く推した日本勲業銀行総裁の馬場鑠一が就任した。馬場は蔵相になるや、高橋是清前蔵相の財政経済政策を変更すると高らかに宣言し、高橋財政とは違う馬場財政の特徴を印象づけた。馬場蔵相の言う、この「高橋財政の修正」は次の諸点を内容とするものであった。第1に国防充実、第2に公債漸減主義の放棄、第3に増税（税制改革）、第4に低金利政策、第5に財政計画の樹立、がこれである⁶⁾。要するに、高橋前蔵相が軍事費を抑制するためにかかげた公債漸減主義を放棄して、国防の充実を計るために軍事費の膨張を認め、そのための財源確保に公債の増発と増税を行ない、この増発する公債消化を円滑にする手段として、いっそうの低金利政策を遂行する、そしてこれら相互密接に関連する諸政策を、一定の財政計画を樹立して運用しようというものであった。

しかし、昭和恐慌期に一般的にみられた過剰生産設備や遊休貨幣資本は、景気の回復とともに解消され失業労働力もほぼ吸収されていた時期の馬場財政による大軍拡予算と、この予算を消化するための低金利政策は、企業に銀行からの資金の借り受けを活発化させ、一層積極的な投資活動を展開させた。そのため、市中銀行は低利回りの国債にそっぽを向き、国債の消化は困難となり、赤字公債によって増発された貨幣は日銀に還流せず、急激な物価の上昇をひきおこしたのである。この物価上昇は、膨大な予算にともなう財政需要に応じようとして招いた輸入増と、それを原因とする

国際収支の悪化とともに、国民経済を取捨のつかない混乱に落とし入れた。馬場鑛一蔵相はこのような経済的危機を、強力な統制経済によってきりぬけようとしたが、財界はこの上からの国家統制に反発し、馬場の法人税強化を指向した税制改革への反対とあいまって、馬場財政の展開を不可能にしたのである。

軍部はこの馬場財政の経験から、財閥の協力なしには、軍部が目指しているいかなる政策も実現できないことを改めて実感するとともに、財閥のもつ政治経済力を活用することの必要性を痛感したのである。つぎの軍部の声明は、よくこのことを示している。「巷間軍があたかも、経済組織の急激なる変革を要望し、惹いては財界の混乱を来すやうな事態に立到らしむるものであるといふ如き言説がある様であるが、軍の希望する所は時世に適合した革新であって、これが実現に当たっても、急激なる変革の却て不利なる影響を齎らし、効果の無いくらいの事は十分承知している次第である。」⁷⁾ もちろん、財閥は軍部のこのラブコールに応じたことは言うまでもない——「(財界として)特に結城氏に期待したいのは、従来疎隔の傾向のあった軍部と財界の間を立てて両者の意見をよく疎通するやうに斡旋することで、これによって軍部、財界相互の認識が深められて誤解の生ずる余地をなくして貰ひたいと思ふ。」⁸⁾ [() は引用者]

さっそく、結城蔵相はこの財界の要求に応じて、自己の財政政策の基本的性格を、つぎのように披露したのである。「私ハ財政当局者ト致シマシテハ、軍部当局者ト対立状態ニ置クコトヲ避ケ、追従スルコトヲ避ケ、相互ニ理解シ合ヒ、抱キ合ッテ今後国政ヲ議シテ行キタイト考ヘテ居ルノデアリマス」⁹⁾——いわゆる「軍財抱合」財政が、結城財政の別名たるゆえんである。そして、ただちに結城蔵相は「馬場財政の修正」にとりかかった。まず、馬場財政によってひきおこされた物価上昇を抑えることが、緊急課題であった。そこで物価対策のために結城蔵相は、一方で、馬場の手によってつくられた1937(昭和12)年度予算案を縮小することを応急的処置として、他方で、「生産力拡充」政策の遂行を抜本的処置として位置づけて、財政政策を展開していくのである。このうち「生産力拡充」政策については、章を改めて検討することにして、まずは、予算案の縮小を検討してみよう。

結城蔵相は、馬場前蔵相の歳出規模30億385万円を28億1393万円に削減した。しかし、その修正内容をみると、縮小されたのは主に地方財政調整交付金や国民生活安定費であって、軍事費の繰延べはわずか4600万円で、しかも、この分は予算の款項に示さず、実際の使用にあたって節約するという変則的な方法がとられたのである。そのため、総予算のなかに占める直接軍事費の割合はかえって増加し、馬場財政時の46%から48%に増大した。他方、歳入については、財界を寒胆たらしめた財産税の創設や有価証券移転税などによる増税4億1750万円は、2億6950万円に縮小されたのである¹⁰⁾。このように、結城蔵相による馬場財政の修正は、極めて軍事費に妥協的であったことや、馬場前蔵相のめざした農村負担の軽減と法人税の強化を内容とする税制改革を放棄した点など、国民生活からみて、さまざまな問題を含んでいた。しかし、馬場財政があまりにも、軍部の意向をストレートに反映して、急激な軍拡を内容とする膨張予算と増税計画を提示していたため、結城蔵相によるこの馬場財政の修正は、軍部革新派以外の各界から、好意をもって受けとめられたのである。

馬場財政から結城財政への移行は、こうして「準戦時経済体制」から「生産力拡充」へ、「革新」から「軍財抱合」へと、その現象形態を変えた。しかし、結城財政によって馬場財政が修正され、強力な国家統制が排除されたという歓迎ムードのなかで、国民は「軍財抱合」財政の意味を認識すべくもなかったのである。

4. 「生産力拡充」政策と日銀制度改革

結城蔵相は物価を抑制する当面の対策として、予算案の縮小を行なったものの、その根本的対策としては生産力を拡充しなければならないと考えていた。なぜなら、わが国のように軍需産業の中核をなす重化学工業が十分な発達をとげていないような国で、急速な軍備拡張を行なえば、軍需工業の生産力が軍需の増大に追いつかず、物価高騰をおこすのは必然であったからである。そこで、この「日本重化学工業の後進性」¹¹⁾を克服して重化学工業の生産力を拡大することが、軍備の拡充のためにも、また物価を抑えて国民生活を安定させるためにも重視されたのである。

もちろん、これまでも欧米と比較した重化学工業化の立ち遅れを、一日も早く克服することが、わが国の重要課題であったかぎり、重化学工業の生産力を拡大することは、日本資本主義にとって至上命令であった。第一次世界大戦を契機として、戦後の不況にもかかわらずわが国においても重化学工業部門の著しい拡大がおり、また昭和恐慌下には、軍需産業の成長に牽引された重化学工業化のめざましい進展がみられた。そのたびに、わが国の国際収支は危機におちいったとはいえ、それが急激な物価高を引き起こすには至らなかった理由は、この時期、日本が「物質生産力余裕の時代」¹²⁾にあったからである。すなわち、第一次大戦中に蓄積された生産力が、後の軍縮によって余力を残していたのと、浜口内閣の産業合理化運動により遊休資本が存在し、わが国の生産力に余裕があったためである。これが、高橋財政により膨大な赤字公債の発行が行なわれた昭和恐慌下でも、極力インフレを抑えながら急速な重化学工業化がはかられ、かつ公債の順調な消化を可能にした経済的基盤であった¹³⁾。

ところが、1937（昭和12）年度予算が編成される頃になると、こうした遊休生産力は、昭和恐慌からの回復をめざす活発な設備投資によって、ほぼ動員しつくされていた。高橋是清蔵相はこの事態を察知し、これ以上の赤字発行による財政膨張が悪性インフレを招くことを恐れ、公債漸減政策によって「財政の生命線」を守ろうとした。だが、高橋蔵相の政策が自己の利益にとって好ましくないとみた軍部は、2・26事件で高橋是清を暗殺するに至る。代って蔵相になった馬場鉄一は、高橋前蔵相の公債漸減主義を一徹し、赤字公債の大量発行と一層の低金利政策に基づく大軍拡予算を組むことになる。しかし、遊休生産力が枯渇しつつある段階での、この馬場財政の展開は、勢い軍需に追いつかない重化学工業の生産力不足をさらけ出し、物価の高騰を招来したのである。馬場財政は、すでに心臓病をわずらっていた日本資本主義に対して、さらにマラソンを強要するようのものであった。結城豊太郎蔵相は、一層悪化したこの病身にいま一度余力をつけさせ、物価問題と軍備充実の双方を解決するため「生産力拡充」政策を提唱したのである。

ただちに財界は、この「生産力拡充」政策に賛意を示した。というのも、設備投資のための資金に不足を感じていた独占資本にとって、「生産力拡充」政策のために潤沢な資金が提供されれば、馬場流の税制改革よりも、はるかに「生産力拡充」政策の方が魅力的であったからである。だが、「生産力拡充」政策には多額の設備資金を必要とする。そのため、結城蔵相はこの資金を、財政資金の散布だけに任せず、公私の信用拡大によって供給しようとした。しかし、この「生産力拡充」の資金供給策は、公債消化のための資金との競合を引き起こす。そこで、結城蔵相は「生産力拡充」政策と公債政策との矛盾を、池田成彬日銀総裁の協力を得て日銀制度の改革によって緩和しようとしたのである。そのため大蔵省は、日銀との間で産業金融への進出に関する業務内容を協議し、日銀条例第11・12条等に関する改正法を立案した。しかし、第70議会の会期末が切迫しており、この条例改正案の国会通過が危ぶまれたので、業務内容に関する改正法律案の国会提出は見合わせ、職

制改正に関する改正部分だけが提出された¹⁴⁾。職制改正の内容は、これまでの参与会制を廃止し、代って財界の代表を入れる参与理事制を新設しようとするものであった¹⁵⁾。この改正によって、参与理事に加わった財界代表は、理事会における議決権を有し日銀の業務に直接参与する道が拓かれたのである。他方、日銀の業務内容の改正は1942（昭和17）年まで待たなければならなかったとはいえ、日銀はこの改正を契機に日本興業銀行への資金供給をパイプにして、積極的に産業金融に乗り出していくのである。

ともあれ、創業（1882年）以来、商業手形の割引による貸出を中心に商業金融の中核となってきた日銀が、産業金融に進出する問題は、すでに1933（昭和8）年頃から各界で議論されており、財界におけるその最も有力な推進者が池田成彬であった¹⁶⁾。かつての三井銀行筆頭常務・三井合名常務であり、従来から日銀の産業金融への進出を強く政府に要望していた池田成彬が、この時期、日銀総裁に就任した意義は極めて重要である。なぜなら、従来から公債を通じて国家の財政政策を左右する力量を増大させてきた日本の独占資本が、さらに国家の金融政策を日銀を通じて掌握し、軍部と妥協しながら金融の財政への従属を深める決定的な契機をなしたからである。これは、中央銀行たる日銀にとって、自己の最大の使命である通貨の安定を不可能にし、セントラル・バンキングとしての機能を失う危険性を背負わされるものであった。結果、「生産力拡充」政策のための日銀制度の改革は、高橋財政における日銀引受公債発行の制度化とともに、悪性インフレによる国民経済の破壊の脅威を内包しながら、ファシズム勢力による戦時財政金融統制の基軸として、日本の侵略戦争遂行を容易にしていたのである。

5. 「生産力拡充」政策と租税政策

さらに、「生産力拡充」政策と財政金融政策との関わりで、どうしても述べておかなければならない論点がある。それは、「生産力拡充」政策の遂行を容易にするためにという口実で、独占資本は課税上、免税その他の優遇措置を享受できたことである。例えば、第73議会（1937年12月開会）において成立した臨時租税措置法¹⁷⁾は、当初、日中戦争で不利益をこうむった農民や中小商工業者への課税を軽減することを中心内容とするものであったが、その後いく度かの改正を経て、第79議会（1941年12月開会）で改正された臨時租税措置法¹⁸⁾は、もっぱら企業が蓄積した利潤を「生産力拡充」や公債の消化に使用すれば減税する、という内容を中心としたものに変化していった。

歴史的にみれば、1930年代の租税政策は、高橋財政期とそれ以降とにくっきりと2分される。高橋財政期には、1932（昭和7）年の為替の下落に対応する従量関税の引き上げと1935（昭和10）年の臨時利得税の新設を除けば、増税のための税制改革は行なわれなかった。この間でも、大蔵省内では絶えず増税計画は立案されていたとはいえ、高橋は清蔵相は、ようやく昭和恐慌から立ち直りつつある景気の芽を増税が摘みとってしまうことを恐れ、増税や新税の設立を一貫して回避する姿勢をとった¹⁹⁾。そして、毎年の歳出増加に必要な財源は、既存の税制構造から生ずる自然増収によって賄うという態度を堅持しつづけたのである。

だが、このような租税政策は、1936（昭和11）年の2・26事件による高橋是清の死とともに大転換を余儀なくされる。1937（昭和12）年度予算で明るみに出た馬場鑓一蔵相の増税計画は、まさに画期的であった。すなわち、法人所得税を8割、個人所得税を3割も増徴し、従来の源泉課税の利子所得を総合課税とし株式配当の4割控除を廃止する。また財産税を新設し、相続税も10割程度の増税を計画をした。さらに、間接税についても、酒税・砂糖消費税等の2割、織物消費税を1割増税し、売上税や揮発油税、有価証券移転税を新設した。これによって1937年度は約4億2000万円の増

税となり、このうち地方財政調整交付金の2億2000万円を差し引いても2億円の増収が見込まれたのである²⁰⁾。

確かに、馬場のこの「税制改革案」には、所得税中心主義の建前に立って、都市と農村の税負担の不均衡を是正し、農村負担の軽減と法人税の強化を目指した点など、資本主義の発展に符合させようとした現代的税制への努力の跡をみることができる。しかし、この税制改革は何よりもまず、軍事化の進展にともなう行政事務の円滑な遂行にとって必要な財政的基盤を整えることを意図し、弾力的な税源を国家が独占しながら、財源再配分を通じて地方財政の中央集権的税制を一挙に強化しようとするものであった。1940（昭和15）年に確立されるこの税制構造を、まだ戦争という外的強制のない時期に目指そうとした馬場税制改革案は、それだけに当時、種々の社会的反響をひきおこした。たとえばこの税制改革案が、各層間の負担の均衡を計ると称して、まがりなりとも従来の税にそなわっていた社会政策的税制を掘り崩し、間接税の増徴による大衆課税を強化したことは、馬場税制改革案に対する広範な人々の不満を強めた。

とりわけ、財界は馬場税制改革にみられた財産税や有価証券移転税の創設や利子所得などへの優遇税制の廃止、相続税に対する大幅増税などに、猛烈な反発を示した。この財界の意向をうけて、結城蔵相による「馬場財政の修正」となるのである。結城は税制に関して馬場のように税制機構全体の再編をめざさず、したがってまた、馬場ほどの法人課税強化の方向をとらず、現行税制の枠内で例外的に若干の新税を創設し、それ以外は主として税率の引き上げによる臨時増徴の建前をとることにした²¹⁾。1937（昭和12）年7月の日中全面戦争勃発以降は、北支事件特別税の創設、翌年には北支事件特別税の支那事变特別税への拡充とが続き、大幅増税を常態化していった。そして1940（昭和15）年には、馬場税制改革案以降しばらく見送られてきた中央・地方をつうずる画期的な税制改革が行われ、その翌年には酒税その他の間接税の大幅引き上げが実施されていくのである²²⁾。結局、戦時下におけるこの間の租税政策の特徴は、「『負担分任』『消費節約』等の名目のもとに、より多く下層所得者ないし国民大衆の負担においておこなわれたこと、そしてその反面、大所得者ないし銀行資本、軍需産業資本等は『貯蓄奨励』『生産拡充』等の名目によって、課税上各種の優遇処置をうけたこと」²³⁾である。

思えば、1935（昭和10）年3月、岡田内閣期の藤井真信蔵相によって臨時利得税法²⁴⁾が公布された理由には、当時、高橋財政下の軍需インフレ景気によって膨大な利益を得た企業に課税するのは当然である、とする大蔵官僚のリーダーシップがあったからであり、また、世論もこの臨時利得税を社会政策的見地から、戦時利得を課税の対象とするのは正当である、と認知する風潮があったからである。だが今では、この同じ戦時利得が課税の対象どころか、「生産力拡充」政策の一環として減税など優遇措置の対象とされているのである。租税政策が挙げて軍需「生産力拡充」政策に動員されるという、この戦時租税政策の基本的特徴をとらえるためにも、結城財政＝「軍財抱合」財政と「生産力拡充」政策の理解なしには不可能であることがわかるであろう。

6. 「生産力拡充」政策から「財政経済三原則」へ

結城財政は林内閣の解散によって、わずか4カ月でピリオドがうたれ、代って1937（昭和12）年6月、近衛文麿（第1次）内閣が成立した。大蔵大臣には、今まで結城蔵相のもとで大蔵次官をしていた賀屋興宣が就任した。賀屋は結城蔵相のもとで「馬場財政の修正」を推進した中心人物であり、結城蔵相の推薦で大蔵大臣に就任したことや、蔵相就任の談話²⁵⁾で馬場流の国家統制を排して、あくまでも財界による自主統制を主張したことなどから、賀屋興宣蔵相の財政経済政策は、結

城前蔵相のそれを継承するものと考えられた。したがって、結城財政の中心スローガンであった「生産力拡充」政策もまた、賀屋財政に課せられた最重要課題であった。

しかし、賀屋財政によって「生産力拡充」政策が継承される経済的状况は、依然として厳しかった。なぜなら、「生産力拡充」政策そのものが、その実施過程において物価の高騰や国際収支の悪化、公債消化の減退など、「馬場財政末期に生じたあらゆる矛盾をば一段と深刻な形において再生——発展せしめた」²⁶⁾からである。「なんとそれは矛盾と困難とにみちみちていることであろうか」²⁷⁾と、マスコミを嘆かせたほどであった。賀屋蔵相はこの厳しい事情を察知し、「生産力拡充」政策が行なえる環境づくりとして、経済運営の計画化を本格的に構想する段階にきたことを認識した。賀屋興宣による「財政経済三原則」の提唱は、そのような統制経済化に向けてのシナリオであり、また財政政策が、国民経済の全面的な統制と結びつかなければ遂行されえない、新しい段階に入ったことの宣言でもあった²⁸⁾。

賀屋蔵相の「財政経済三原則」とは、(1)国際収支の適合を確立すること、(2)生産力拡充につき具体的方策を樹立すること、(3)物資需給の今後の予測並に調節の具体案を作成すること²⁹⁾、の三項目をさす。この「財政経済三原則」は、林前内閣で盛んに唱えられた「生産力拡充」政策では、軍事費に主導された膨大な予算を消化できず、悪性インフレを阻止できないという認識に立ったものである。そこで、軍需生産力を拡充しようとするれば、軍備に必要な原料資源の多くを海外に依存している日本では、たちまち輸入増により国際収支の均衡が破れ、物資の需給が悪化するこは明らかである。そこで、これらの相互に矛盾する要求を調整することが必要であり、具体的には、軍需関連産業の生産力を拡充するために、できるだけ経済への打撃を避けながら、いかに軍需以外の産業の生産力を抑制するかという、極めて困難な課題を果たしていかなければならない。ここに、「生産力拡充」理論に代わって、「財政経済三原則」が提唱された理由がある。

この「財政経済三原則」が、賀屋興宣にとっては、「物の予算」で軍事費の膨張を抑制し軍部を牽制するという意図で打ち出したものであったとしても³⁰⁾、軍需「生産力拡充」を否定しない限り、戦時統制経済をめざすプランに利用されたことは容易に理解できよう。確かに、結城財政による「生産力拡充」1点張りの主張から、それを遂行するための経済計画化（「財政経済三原則」）への提唱は、為政者にとって政策理論の発展にはちがいがなかったであろう。だが歴史は、戦時統制経済という名の鬼子を生み出すという、かけがえのない代償を支払わなければならなかったのである。

7. 結びにかえて

1931年の5・15事件から1941年のアジア・太平洋戦争勃発に至る10年間は、日本の政治史上、議会政治が没落していく速度に比例して、軍部・官僚の支配体制が急速に確立する過程が進行していく時期にあたる。だが同時にその過程は、日本の独占資本がこの支配体制を経済的に支えるだけでなく、政治的にも自らの代表者を送り込み、時世に柔軟に対応しながら、巧みに独占資本の利益を国家の財政経済政策に反映させていったことも忘れてはならないであろう。本稿はこうした独占資本の態様を、結城財政期を中心に描き出そうとしたものである。

その際の分析視点は、結城財政のスローガンであった「生産力拡充」政策が、いかなる意味において、軍部の独占資本への接近と、独占資本の軍部への接近とを図る政策であったのかに置いて、「生産力拡充」政策を軍部の利害と財閥の利害とを結びつける結節点ととらえ、軍部と財閥との協調体制の成立を財政金融面から考察したのである。その結果、従来から時として、不協和音をかもし出していた軍部と財閥とが、直接的には物価抑制の手段として、国民の支持を獲得しながら実施

された「生産力拡充」政策と、そのための財政金融制度改革のなかに、両者の利害を調整しようと意図したことをみた。確かに、戦時体制の進行につれて資本の利潤を制限しようとする軍部と、それに反対する財閥との間で紛糾する場面が見られたとはいえ³¹⁾、そのつど、軍部と財閥とは軍需「生産力拡充」を振り子の支点にして妥協し、巨大な軍事経済力を構築していったのである。租税政策を含む国家の財政金融制度全体が、独占資本の利益を擁護しながら、この軍需「生産力拡充」政策を推進するために動員されていく歴史的起点——ここに、結城財政＝「軍財抱合」財政と「生産力拡充」政策の有した歴史的意味をみることができる。

従来は、政党を通じて独占資本の利益を国家の政策に反映させてきた財閥が、政党政治の崩壊とともに、自から国家機構の中枢に進出し、新たな事態に対応して資本の利益を維持・拡大しようと欲した、その象徴的現象が林内閣における結城・池田コンビの誕生であった。結城豊太郎蔵相は、かつて安田財閥の総帥的地位に当たる安田保善社の専務理事を歴任して、日本興業銀行総裁になった人物であり、池田成彬日銀総裁は、団琢磨亡き後の押しも押されぬ三井財閥の総帥であった。とりわけ、池田成彬は財界の代表として、内閣審議会など政府の役員を兼任し、日銀総裁さらに大蔵大臣（近衛改造内閣）へと、直接政治の意志決定過程に参加していく動因は、彼が軍需「生産力拡充」政策を遂行しうる財閥の近代化に努めたことと、無関係ではなかったのである³²⁾。

こうして、日本の独占資本は、自己の利害を国家の利害に結びつけられる地点に到達した。『日本財閥の実質を語る』後巻（三宮維信述）では、つぎのように述べられている。「財閥は常に国家大勢を重視し国家国民の福利と国家産業の振興を目的として進退すべきである。財閥が此鉄則に背馳して行動する場合、其財閥の大小を問はず国民的排撃の的となるは言を俟たざる所である。従って財閥の事業経営方針は単なる事業会社と異り、飽く迄国民福国家産業の振興を主眼としなければならぬ。加之、社会政策的見地より国家大勢を善導し健全なる国家の進展に努力すべきである。財閥の国家的使命も亦大なりと言ふべきである。」（305ページ）

これは、財閥こそが国家の行方を照らし出すことが出来るとする、堂々たる自信のうえに立った言葉である。かつて昭和恐慌下、財閥が自己の所有する公債の値くずれと、軍部主導の統制経済を恐れるあまり、高橋是清蔵相の袖の下に隠れて必死で自己防衛に努めた時代は、ついこの間のことではなかったのだろうか。また、財閥が昭和恐慌下の国民の窮乏をよそに、「ドル買い」に奔走し、莫大な利益を手に入れたとして国民の怨嗟の的になり、「偽装転向」と批判されながら、自信なげに「財閥転向」を表明したときに比べて、なんと隔世の感をいだかせることであろうか。あれほど、この「ドル買い」によって国民的批判を浴びた日本の独占資本が、今では国家的使命という衣を身にまとい、いよいよ聖壇に近づくかに見え、その光はとみに聖なる光を帯びてきたのであった。

注

- 1) 藤田安一「高橋財政から馬場財政への移行とその歴史的意義——日本戦時財政研究序説——」『京大大学経済論集』第1号、1990年9月。
- 2) 林建久「ファシズム財政の原型——馬場鑑一蔵相論——」東京大学社会科学研究所『戦時日本経済』（ファシズム期の国家と社会2）東京大学出版会、1979年。
- 3) 原朗「一九三〇年代の満州経済」満州史研究会『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房、1972年、75ページ。
- 4) 秦郁彦『軍ファシズム運動史』（河出書房新社、1962年）246ページを参照。
- 5) 荻窪会談については、有馬頼寧『政界道中記』（日本出版協同株式会社、1951年）117～119ページ

を参照。

- 6) この点に触れた馬場鑛一蔵相の声明については、日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和編』第34巻(大蔵省印刷局, 1973年) 1ページを参照。
- 7) 東洋経済新報社『日本経済年報』第27号, 1937年, 269ページ。
- 8) 『大阪朝日新聞』1937年2月2日。
- 9) 「第70回帝国国会衆議院議事速記録第5号」(内閣印刷局『官報』号外, 1937年2月16日) 64ページ。
- 10) 結城豊太郎蔵相による1937年度の予算案の修正については、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第3巻『歳計』(東洋経済新報社, 1955年) 第2章第5節「馬場財政から結城財政へ昭和一二年度予算案の修正」を参照。
- 11) 椎名悦三郎『戦時経済と物資調整』産業経済学会, 1941年, 109ページ。
- 12) 深井英五『人物と思想』日本評論社, 1939年, 269ページ。
- 13) 詳しくは、藤田安一「『高橋財政』と国民経済—財政政策の根本問題によせて—(I)(II)」(『政治経済史学』第289・290号, 1990年5・6月)を参照。
- 14) 大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』下巻, 1969年, 80ページ。
- 15) 日本銀行百年史編集委員会『日本銀行百年史』第4巻, 1984年, 444ページ。
- 16) 池田成彬は『財界回顧』(世界の日本社, 1949年)で次のように述べている。「昭和8年になって日本経済連盟会で一つの委員会を拵えたのです。それは金融制度調査委員会というので、私も委員になりました。……委員会ができて本当に真面目に日本銀行条例を改正しなければ駄目だという調査を何遍も寄ってやりました。」(206ページ)
- 17) 第73議会の臨時租税措置法案の趣旨については、「第73回帝国国会衆議院議事速記録第14号」(内閣印刷局『官報』号外, 1938年2月18日) 282~283ページを参照。
- 18) 第79議会の臨時租税措置改正法案の趣旨については、「第79回帝国国会衆議院議事速記録第4号」(内閣印刷局『官報』号外, 1942年1月23日) 54ページを参照。
- 19) 高橋は清蔵相の租税政策については、前掲「高橋財政から馬場財政への移行とその歴史的意義—日本戦時財政研究序説—」を参照。
- 20) 馬場鑛一蔵相の「税制改革案」については、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第5巻『租税』(東洋経済新報社, 1957年) 第2章第3節「膨大予算の出現と馬場税制改革案」を参照。
- 21) 結城豊太郎蔵相の租税政策については、前掲『昭和財政史』第5巻『租税』第2章第4節「結城蔵相の登場と臨時租税増徴法」を参照。
- 22) 租税政策の変遷については、前掲『昭和財政史』第5巻『租税』を参照。
- 23) 武田隆夫「戦時財政法(法体制崩壊期)」鶴飼信成他編『講座日本近代法発達史』第8巻, 勁草書房, 1959年, 20ページ。
- 24) 臨時利得税法案の内容とその成立経緯については、前掲『昭和財政史』第5巻『租税』第2章第2節「藤井蔵相と臨時利得税」を参照。
- 25) 賀屋興宣が蔵相に就任した際に述べた談話については、前掲『日本金融史資料・昭和編』第34巻, 3~4ページを参照。
- 26) 『大阪朝日新聞』1937年6月7日。
- 27) 同上。
- 28) 賀屋興宣が提唱した「財政経済三原則」が、日本の戦時財政および戦時統制経済の成立に有した歴史的意味を論じたものとしては、藤田安一「賀屋興宣と戦時財政・統制経済」(『財政学研究』第16号, 1991年8月)を参照。
- 29) 「財政経済策三方針と蔵相談」前掲『日本金融史資料・昭和編』34巻, 3~4ページ。
- 30) 詳しくは、前掲「賀屋興宣と戦時財政・統制経済」を参照。
- 31) この顕著な例として、1938年3月におこった国家総動員法第11条の発令をめぐる陸軍と池田成彬蔵相との意見の対立があげられる。陸軍は、国家総動員法第6条を発動して労務統制を行なう限り、企

業に対しても同法第11条を発動して、企業の株式配当の制限あるいは金融機関に対する資金運用命令も同時に行なうべきである、と主張した。それに対して池田蔵相は、株式配当を制限すれば企業心を萎縮させ、わが国にとって重要な「生産力拡充」が期待できなくなるし、資金の使用制限や禁止なら現行の臨時資金調整法で十分間に合う、として反対した。この論争はその後、陸軍省と大蔵省の事務当局が話し合い、配当制限に関しては増配制限を行なうこと、資金の運用問題は「目下検討中」という大蔵省談話を発表して一応ケリがついた。（詳しくは『朝日経済年史』昭和14年版を参照）

- 32) この視点から池田成彬を論じた論文として、島恭彦「池田成彬」（井上清編『日本歴史講座』第7巻、河出書房、1953年）を参照。

Ⅲ 結城財政から賀屋財政へ——官僚財政の展開

1. 問題の所在

私はこれまで、「高橋財政」を研究対象にして、ある時は、地方財政からみた高橋財政の特徴を考察し、またある時は、高橋財政に前後する井上財政や馬場財政との比較や、高橋是清蔵相のおかれた政治的立場の解明を通して、高橋財政が有した歴史的意義を明らかにしようと努めてきた。そうした研究過程で、私は高橋是清の財政政策を支えてきた大蔵官僚の思想と行動に、大変興味を引かれた。なかでも、大蔵官僚の「エリート中のエリート」¹⁾と謳われた賀屋興宣は、研究対象として、どうしても取り上げねばならないように、私には思えた。

その理由は、賀屋興宣が大蔵官僚出身の大臣として、日中全面戦争および太平洋戦争開戦時の閣僚であり、わが国の戦時財政を推進したという事実からだけではない。何よりも私の興味を引いたのは、高橋財政下の大蔵省にあって、主計局長として軍事費を抑制する旗主であった賀屋興宣が、なにゆえ、どうして、戦時財政の推進者に「転向」したのかということであった。私は一見不可解な賀屋のこの行動を、戦争という外的な要因に拘束されて、大蔵大臣として仕方なしに追従せざるをえなかったのだ、という説明では満足しえない以上、上記の問題の解答を、大蔵官僚・大蔵大臣としての賀屋興宣の財政経済政策と、その思想を吟味することによって、明らかにしたいと思ったからである。

2. 高橋財政下の賀屋興宣

1) 賀屋興宣の政治と経済

賀屋興宣（かや・おきのり）は、1889（明治22）年広島市で生まれ、1917（大正6）年東京大学を卒業したのち、大蔵省に入り、ニューヨーク財務官付きとして3年間、海外に赴任した後、大蔵省主計局に配属された。この主計官勤務を10年間務めて、1930（昭和5）年に司計課長、1932（昭和7）年には予算決算課長になり、ついで1934（昭和9）年に主計局長になった。以降、1936（昭和11）年に馬場鑓一蔵相下で理財局長に回されたものの、1937（昭和12）年に結城豊太郎蔵相下の大蔵次官に昇格し、ついに同年6月、近衛文磨内閣（第1次）で大蔵大臣に就任した。時に、日中全面戦争の突入に遭遇し、賀屋は大蔵大臣として戦時統制経済の軌道を敷いた後、近衛改造内閣によって大蔵大臣を池田成彬にゆずり、自らは北支那開発会社総裁に就任した。

再び、賀屋興宣が大蔵大臣に返り咲くのは、1941（昭和16）年の東条英機内閣の時であり、間もなく太平洋戦争が勃発した。奇しくも、日中戦争、太平洋戦争と2度の開戦決定時の閣僚として、

その責任を問われ、賀屋興宣は戦後1948(昭和23)年には、いわゆる「東京裁判」にかけられることになる。A級戦犯として、賀屋は終身禁固刑の判決を受け、巣鴨プリズンでの生活をしいられるが、1955(昭和30)年には出所した。その後、1957(昭和32)年に岸信介と池田勇人の推薦で自由民主党に入党、1958(昭和33)年の総選挙で東京3区から立ち最高点で当選して以後、連続5回の当選を果たしている。この間、自民党政調会長、外交調査会長などを歴任し、1963(昭和38)年には池田内閣の法相となった。1972(昭和47)年暮れ、政界から退き、1977(昭和52)年病没。時に、賀屋興宣88歳であった。

以上のべた賀屋の経歴のなかで、高橋是清蔵相下の賀屋興宣の活躍は、1932(昭和7)年、司計課長から予算決算課長になり、ついで1934(昭和9)年、主計局長であった藤井真信が、斎藤内閣の大蔵次官に就任したため、賀屋が藤井に代わって主計局長に昇格した時期にあたる。以後、2・26事件で高橋是清が青年将校の手にかかり非業の死をとげるまで、賀屋興宣は主計局長＝予算技術のエキスパートとして辣腕を振うのである。

高橋是清蔵相時代の蔵省の布陣は、次官に津島寿一をいただき、主計局長である賀屋の外に、主税局長に石渡莊太郎、理財局長に青木一男がおり、賀屋・石渡・青木の3人をさして、「大蔵省の三羽ガラス」と言われた。こうしたニックネームがついた理由には、彼らが一種の派閥を形成して、大蔵省を牛耳っているかのように悪評する向きがあったことは確かである。だが、当時の軍部の台頭と軍事費の急膨張を、にがにがしく思っていた1部のジャーナリストから、高橋是清、藤井真信(岡田内閣期の1934年7月3日～11月26日までの5カ月間は藤井真信が蔵相、以降1936年の2月26日まで再び高橋が蔵相)の両大蔵大臣を助けて、軍事費の抑制に努力していた彼ら大蔵官僚を讃えた意味あいもあったのである。

なかでも、世論は満州事変以降、予算の査定を行なう大蔵省主計局が、軍事費をどのように取り扱うかに毎年非常な関心を持ち、また、それが政治の動向を決する重大問題であったことから、「当時の主計局はジャーナリズムでも、今の平閣僚よりはなばなしく扱われた」²⁾ものであった。確かに、金本位制度下における主計局の役割と違って、金本位制を放棄した直後の管理通貨制度下における主計局の力量が、試された時代であったのである。

この主計局にあって、賀屋興宣は主計局長として、大蔵官僚のなかでは適任であったといえる。なによりも彼の強みは、満10年にも及ぶ主計官時代に、農商務、逓信、陸軍、海軍、司法、文部、大蔵、鉄道の各省はおろか、植民地特別会計にまでおよぶ、ほとんどの省を担当したため、行政全般をひととおり見渡せる目を持っていたことである。そのため、「ともすれば頑固である大蔵省人の中にあっては、もっとも政治性を持ち、政党人の仲間にも気受けは良かった。」³⁾とされている。

さらに賀屋興宣は、「由来古い大蔵省というものは、経済全体の情勢を基盤として、財政経済を考えるという考えが欠如していた」⁴⁾という反省に立って、当時のリベラルなジャーナリストであり、著名な経済評論家でもあった石橋湛山、小汀利得、高橋亀吉など東洋経済新報社の有志たちの会合である「雑音会」と大蔵省主計局との間で懇談会を開催している⁵⁾。金解禁論争はなやかなりし頃、井上準之助蔵相が強行した金本位制復帰に反対する論陣をはり、注目されていたこれら東洋経済グループとの接触は、賀屋興宣にとって、井上財政から脱却し、高橋是清の財政経済政策を理解するのに良い機会であったであろう。

2) 高橋財政と賀屋興宣

賀屋興宣は大蔵官僚として、井上デフレ財政から高橋インフレ財政の、どの舞台にでも立って働いた。歳出は、どうしても必要なもの以外は出来る限り節約し、歳入は、なるべく恒久財源でまかない、赤字公債の発行は、貨幣価値を下落させ国家の国際信用をおとすから、出来るだけ避ける——これが、大蔵省における健全財政の伝統であった。しかし、昭和恐慌はそれを許さず、井上蔵相の緊縮財政から高橋蔵相による積極財政へと急旋回するのである。そのようななかでも、伝統的な大蔵省の思想と行動は、大蔵官僚によって受け継がれはするものの、もはや井上流の潔癖な健全性ではなかった。賀屋興宣は、井上財政では「昭和恐慌」を乗りきれないことは十分わかっていたし、かと言って高橋財政のような、管理通貨制度を前提とした赤字公債の発行と低金利政策を柱とするインフレ政策にも、不安は隠しきれなかった。こうした複雑な心境を、賀屋は次のように述べている——「われわれはこの政策（高橋財政）を腹では是認しながら、口では相当消極的に赤字公債の増発限度を喧しく抑える方針をとったのである」⁶⁾と。

みるように、賀屋興宣は高橋財政の大枠は認めながらも、赤字公債の発行を最小限にくい止めて、通貨価値を維持しようとした。そのため、賀屋は赤字公債に替わる財源の一部を増税に求め、時として、増税を時期尚早として取り上げなかった高橋是清蔵相との間で、対立する場面もみられた。だが、それ以上に、膨大な赤字公債発行の原因をなしていた軍事費の急膨張と、これによる悪性インフレの進行を抑えようとする共通の利害が、両者を結びつけていたのである。

高橋是清蔵相にとって、賀屋は大蔵官僚の中でも得がたい人材の1人であった。すなわち、前述のことから明らかのように、その理由は第1に、賀屋は主計官としての豊かな経験から、財政そのものだけでなく、各省の政策も知り、行政全般を見渡せる視野の広さをもっていたことである。第2は、経済評論家との懇談会にみられるように、金解禁論争における経済的知識の吸収を通じて、井上財政から高橋財政への移行における歴史的意味をとらえ、高橋財政に対する理解をもっていたことである。第3は、そしてこれが高橋蔵相にとって、賀屋興宣の実務力を頼りにした点なのだが、軍部のふところを十分知りつくしていることである。それには、次のような事情があった。

賀屋が生まれた広島市には宇品港があり、日清・日露戦争での軍隊の発進基地となっていた。賀屋の家にも兵士が分宿し、その影響もあって彼は軍事知識を好んで吸収し、各国の軍艦の名前や性能を全て暗記するほどであったという。主計局で陸海軍の予算を扱った以外に、こうした少年時代に培われた軍事知識も役立って、軍部とりわけ海軍については、最も得意とするところであり、ジュネーブ（1927年）およびロンドン（1930年）の海軍軍縮会議には、いずれも大蔵省から随員委員に選ばれ、軍縮条約（ロンドン）締結に重大な役割を果たした。この頃からすでに、賀屋興宣の存在は、大蔵省以外でも知られるようになり、しだいに軍部も一目おかざるをえない存在となっていたのである⁷⁾。

次の文章は、賀屋による自画自賛の一面をのぞかせてはいるが、高橋財政下において、彼が果たしていた役割を概観するには十分であろう。

「私は昭和5年から11年の2・26事件までは、文字どおり火の玉となって働いた。軍部の言うままにやれば財政経済は破綻するし、巨大な軍備ができれば自然戦争を始める危険がある。日本の平和と財政のために微力ながら一身を挺して抵抗した。……軍事予算をある程度制御し得たのは高橋さんの威望であったが、一面私どもが予算のテクニクの面から軍事の欠陥をついたからであったと思う。率直に言って私は軍事通をもって自負しており、さらに研究努力もしたから、いろいろな角度から軍部の予算計画のアラを捜し出して、いわゆる攻勢防御をやった。それが多分に功を奏した。」⁸⁾

3. 賀屋興宣の統制経済論

1) 日本における統制経済の展開と馬場財政下の賀屋興宣

同時に、賀屋興宣が主計局で活躍するこの時期は、わが国においていわゆる「統制経済」が、やかましく言われ出した時期に当る。賀屋も財政政策を考えるにあたって、当時の統制経済の動きに無関心ではありえなかったにちがいない。だがそれ以上に、私がここで、賀屋興宣の統制経済論に注目するのは、つぎのような理由がある。すなわち、本節の課題である高橋財政下の賀屋と蔵相になってからの賀屋との、ある種の思想と行動のギャップ——高橋財政を支えて大蔵省内で軍事費抑制のリーダーシップをとっていた賀屋が、なぜ、後に蔵相となってからは、自から進んで戦時統制経済を推進していったのか——を解く鍵は、この賀屋興宣の統制経済論にあるのではないかと思うからである。

順次、その理由を述べていくことにするが、その前に、「統制経済」の概念とそれの日本における発展過程について、ごく簡単に概観しておこう。

市場の価格機構に何らかの方法で干渉し、その機能を制限することを目指す経済の統制が、わが国で最初に問題となったのは、昭和恐慌下の1930(昭和5)年当時であった。まずそれは、業界団体の自主統制を内容とし、おもにドイツで形成されたカルテル理論の影響を強く受けた「重要産業統制法」として立法化された。しかし、恐慌が深化するにつれて、こうしたカルテルによる統制だけでは、恐慌を回避できない、もっと強力な統制が必要だとする考えが出され、さらに、私的資本の利潤追求原理に基づく行動がある限り、経済のアンバランスは解消できない、経済の効率的運営のためには、国家による統制が必要である、という考え方に発展して行く。そして日中全面戦争以降は、戦争遂行に必要な軍需生産は拡大しなければならないが、そのために必要な物質は逆に不足してゆくというジレンマの中で、乏しい物資を有効に配分し、生産を維持・拡大するために、物資の配給制度など国家による統制が一段と強化される。こうして日本経済は、全面的な戦時統制経済へと移行していったのである⁹⁾。

この時期に、賀屋興宣は主計局長として、また大蔵大臣として統制経済に関わることになる。ここで、賀屋が統制経済について、いやがうえにも考えざるをえなかった馬場財政下の賀屋のおかれた立場と、彼の統制経済論をみることにしよう。

2・26事件直後、広田弘毅内閣の組閣に際して示された陸軍の露骨な横やりは、入閣予定の閣僚から自由主義者の排除を要求し、さらに寺内陸相の入閣の条件として、大陸政策の強行、軍備の充実、国政一新を国策の中心とするように強制する内容であった。だが広田首相は、同じく陸軍が要求した軍部大臣武官制とともに、これらの要求を黙々と承諾した。この広田首相以上に、軍部に協力的であったのが蔵相馬場鑛一であり、馬場が広田内閣の組閣参謀として、また政策全般の委員長格として活躍したことが、広田内閣の親軍的性格を決定づける重要な要因となった。馬場蔵相の財政経済政策における軍部への配慮は、軍部自身をも驚かす寛大さであったことは、1937年度予算閣議における膨大な軍事費の承認によって、すでに立証済みであった。すなわち、「国防の充実に関しては、現下の国際情勢に鑑み財政の許す限り之を認め、相当多額の経費を計上致した」¹⁰⁾のである。この馬場鑛一蔵相の登場は、大蔵省および大蔵官僚の思想と行動に、絶大な影響を与えずにはおかなかった。

まずそれは、大蔵省発足以来の「空前の大人人事異動」¹¹⁾として始まったのである。高橋財政を支えた大蔵次官の津島寿一は辞職させられ、理財局長の青木一男は対満事務局次長へ、主税局長の石

渡荘太郎は内閣調査局へと転任を命ぜられた。一方、主計局長であった賀屋興宣は理財局へ移った。この間の事情を、賀屋は次のように述べている。

「私はどういうものか依然として主計局長をやってくれという話であったが、私は属僚ではあるが、自分の信念による政策から予算編成に当たって来た。今それと全く反対の方針である内閣、大臣の下に、同じく予算編成に当たるといことはとうていこちらの気持ちが許さないというので、他に転任すべきことを希望した。その結果、高橋蔵相の下で編成された昭和11年度予算のいろいろな跡始末をして、同年5月金融政策を管掌する理財局長に転任したのである。」¹²⁾

このように、馬場人事によって、高橋財政を支えた大蔵官僚はいずれも更迭された。それに代わって、大蔵次官には対満事務局次長であった川越文雄が、主計局長には理財局長であった広瀬豊作が、主税局長には内閣調査官の山田龍雄が就任し、馬場は脇をこれら反高橋財政派によって固めたのである。

馬場鑓一は蔵相に就任するや、この新しいスタッフのもとで、つぎつぎとドラスチックな政策を発表し実行していった。たとえば、予算編成方式の改革や税制の改革、銀行合同（一県一行主義）や勸農合併（勸業銀行と農工銀行との合併）、低金利政策や為替管理の強化など、諸政策を矢つぎばやに打ち出していったのである¹³⁾。これら一連の改革は、馬場財政の「革新」の目玉である統制経済の具体的表われであった。

馬場「革新」財政の特徴は、第1に、満州事変以来展開された軍部の大陸政策を、既成の事実として容認し、これに対応する国防充実に要する経費を積極的に認めたこと。第2に、そのために、大蔵省が堅持してきた伝統的な健全財政主義を清算し、国家財政の国民経済におけるリーダーシップをさらに発揮させるようにしたこと。第3に、こうした「弾力性」のある財政の展開によって起こる矛盾や軋轢を、強力な統制経済によって最小限に食い止めようとしたこと、であった。

みるように、馬場蔵相の財政政策は、明らかに従来の伝統的な大蔵省における財政政策と異なっているだけでなく、軍事費を中心とする経費の膨張を、国民経済が許容できる範囲内に抑制しようとした高橋財政を転換させ、逆に国民経済を軍事費に追従させようとした点でも、明確に高橋は清蔵相の財政政策および財政政策思想との決定的違いが認められた。さらに、高橋財政の段階ですでに顕在化していた財政と国民経済との相克を、馬場蔵相は国家主導の強力な統制経済によって緩和しようとしたこと、あるいは、このような統制経済を前提としなければ財政政策を行ないえない事態に至ったことは、明らかに財政政策の新段階を告げるものであった。

2) 統制経済に関する賀屋興宣の「理論的考察」

主計局長から理財局長に移った賀屋興宣は、こうした馬場財政の展開を、どのように見ていたのだろうか。大蔵省の伝統的な健全財政主義のもとで育ち、高橋財政下では、はなばなしく舞台に立ち軍部と攻防戦をくりひろげた賀屋興宣にとって、馬場鑓一蔵相の財政政策は焦燥感をつのらせるものであったにちがいない。当時の心境を、賀屋は次のように述べている。「かくして省内に残った私は、1本杉のごとく軍部支配、軍部迎合の強風にゆられる孤影悄然たる存在となった。人生一巻の終わりである。これからゆっくり出直せ、である。主計局生活で大蔵省の事務室と家の寝室しか知らない生活をしてきた私は、これからは世間なみに5時には退庁し、春は桜、秋には紅葉がながめられるなどと放言して批判を受けたこともある。」¹⁴⁾

馬場財政下、理財局長としての賀屋興宣は、馬場蔵相の命じるままに国債の低利借り換えを行っていたものの、従来のいきさつからみて、明らかに両者の思想と行動の折り合いが悪かったのは当

然であろう。しかし、統制経済の考え方については、以外に、賀屋と馬場との距離は近かったことに注意しておこう。

そこで、賀屋興宣の統制経済観をみてみよう。次に紹介する文章は、賀屋が統制経済に関して、高橋是清との違いについて明らかにした部分と馬場鏐一との違いに言及した箇所である。

まず、前者について、賀屋は次のように述べている。「統制経済をやったらどうかということですが、高橋さんは頭から問題にしていなかった。率直に言うと私は多少理論的考察をもっておった。統制経済をやるには相当大きな政治家、官僚の統制的経済を運用する能力を要する。それから統制を受ける民間側がそれに協力してくれるその能力、そうした能力が必要である。それは自由経済を運用しているだけの能力ではとうていできない。」¹⁵⁾

つぎに、統制経済に関する馬場鏐一との違いを、賀屋は次のように述べている。「私はずっと主計局にいて、各省の役人の予算要求を審査する仕事をしていました。だから各省の役人の頭の働き具合、知能程度、能力程度というものを測定し得るいちばんいい立場にあるのですよ、すこし表現が失礼のようですけれども。その結論の一つが日本の現在（その当時は）は統制経済はうまく運用できないということです。というのは、日本のそのころの役人では統制能力がないというのが私の結論なのです。これからそれを受けて立つ民間にもない。つまり統制を受けるためには、やはりそれに応ずる能力が要る。だから日本で統制経済をやったってうまくいかないと思いました。そういう理由からしても馬場さんとか、軍部の革新論者とは反対の立場にあるわけです。」¹⁶⁾

上記の2つの引用文からわかるように、一方で賀屋興宣は、自分は統制経済に関し「理論的考察」をもっていたと言って、統制経済を問題にしなかった高橋是清との違いを浮きたさせている。他方で賀屋は、当時の日本では統制経済を運用する能力に欠けていたのに、馬場鏐一蔵相や軍部などがそれを無視して、強引に統制経済を実行しようとしたので反対したと述べているのである。したがって、注意すべきは、賀屋興宣は統制経済そのものに反対だったわけではなかったことであり、賀屋にとっての問題は、いかにすれば、日本の国家機構が経済を統制する能力をつけて、スムーズに統制経済へ移行させ得るかということであった。そのために彼は、「経済に先行する計画」の必要性を強調して、つぎのように述べている。

「私は長年の経験で、その頃の日本の役人では、統制経済などはとうてい運営できないとみていた。官僚に統制能力なく民間に被統制能力もない。統制そのことの善悪は別として能力的にその用意がないというのが私の一つの結論であった。だが、軍部が膨大予算を後退しない以上、日本の経済を保たせるにはどうしても計画統制力を持たざるをえないのも現実であった。私はこう観念せざるをえなかったのである。さて私の考えは、経済を統制するなら、どうしても統制に先行する計画がなければならぬ、ということだった。」¹⁷⁾

この賀屋の認識は、明らかに、統制経済そのものに反対した高橋是清よりも、方法に違いがあるだけで、「準戦時」財政を標榜し統制経済に踏み込んでいた馬場鏐一に近いといえるであろう。先に私は、統制経済の考え方については、意外に、賀屋と馬場との距離は近かった、と述べたのも以上の理由からであり、また、はじめに私が、賀屋の統制経済論を理解することは、なぜ彼が蔵相になってから、戦時統制経済を推進していったかの原因を知る手がかりをつかむことであると述べたのも、以上の理由からである。

4. 賀屋興宣と「財政経済三原則」

1) 賀屋興宣大蔵大臣の誕生

統制経済を行なうには統制を可能にする能力と計画が必要だ、と賀屋が認識した以上、つぎには必然的に、だれがどのようにして、日本の経済にその能力と計画をつけていくのかが問われることになる。結論を先取りすれば、歴史は賀屋興宣自身に、その役割を引き受けさせたのである。なぜであろうか。また、「統制に先行する計画」を、賀屋はどのように具体化したのであろうか。

馬場財政による大軍拡予算が、物価騰貴、輸入の激増による国際収支の悪化、為替相場下落など、国民経済を收拾のつかない混乱に落とし入れ、わずか1年弱で馬場財政に幕がおりた。代わって1937（昭和12）年2月2日、林銑十郎内閣が成立し、大蔵大臣には結城豊太郎日本興業銀行総裁が選ばれた。同時に日本銀行総裁には、かつての三井銀行筆頭常務であり三井合名常務理事であった池田成彬が就任した。いわゆる結城-池田コンビによる「軍財抱合」財政の誕生である。この財政のもとで、馬場財政の「革新」色をうすめ、独占資本の意向にそった修正を行なうことによって、軍部と独占資本との協調体制が確立していく。こうして、馬場財政を契機として成立した日本戦時財政¹⁸⁾は、ここに一段と高いレベルへと飛躍していったのである。

結城豊太郎は蔵相就任期間わずか4カ月間に、馬場財政の「修正」に努めた。まず、馬場人事を一新したことである。馬場に協力した主計局長広瀬豊作は預金部資金局長に、主税局長の山田龍雄を造幣局長に移した。代わって、かつての高橋財政を支えた大蔵官僚を、そろって要職に復帰させた。すなわち、主計局長から理財局長にまわされた賀屋興宣を次官に登用し、内閣調査局に飛ばされた石渡荘太郎を主税局長として大蔵省に戻し、主計局長には谷口恒二文書課長を抜擢した。

つぎは、馬場の手によってつくられた1937（昭和12）年度予算案を縮小することであった¹⁹⁾。結城蔵相は、馬場前蔵相の歳出規模30億385万円を28億1393万円に削減したものの、その修正内容をみると、縮小されたのは主に地方財政調整交付金や国民生活安定費であって、軍事費の繰延べはわずか4600万円で、しかも、この分は予算の款項に示さず、実際の使用にあたって節約するという変則的な方法がとられたのである。そのため総予算のなかに占める直接軍事費の割合は、かえって馬場財政の時よりも増加し、46%から48%に増大した。他方、歳入については、財界を寒胆たらしめた財産税の創設や有価証券移転税などによる増税4億1750万円は、2億6950万円に縮小されたのである。

このように、結城蔵相による馬場財政の修正は、極めて軍事費に妥協的であったことや、馬場前蔵相のめざした農村負担の軽減と法人税の強化を内容とする税制改革を放棄した点など、国民生活からみて、さまざまな問題点を含んでいた。しかし、馬場財政があまりにも、軍部の意向をストレートに反映して、急激な軍拡を内容とする膨張予算と増税計画を提示していたため、結城蔵相によるこの馬場財政の修正は、軍部革新派以外の各界から、好意をもって受けとめられたのである。

結城蔵相の大逆転人事によって、大蔵官僚の主流派に復帰した賀屋興宣は、大蔵次官として結城蔵相を助け、馬場財政の修正のために事務的手腕を発揮した。しかし、賀屋が大蔵大臣になるまでの4カ月間という短い次官生活の中で特筆すべきことは、彼がこの時期に、わが国における戦時統制経済の見取り図とも言うべき、いわゆる「財政経済三原則」を構想したことである。「財政経済三原則」は、賀屋興宣が近衛内閣のもとで、蔵相になった直後に発表することになるが、三原則の内容とその歴史的意義を検討する前に、今少し、賀屋が大蔵大臣に就任する政治過程をみることにしよう。なぜなら、そこには当時の賀屋が置かれた政治的立場と、まさにこれから、賀屋財政が展

開していく前提条件が浮きぼりになるからである。

わずか4カ月間と短命に終わった林内閣に代わって、1937(昭和12)年6月、近衛文麿内閣が成立した。近衛は組閣方針の中で、「組閣の重点を財政に置いて特に大蔵大臣の人選に考慮を払うつもりです。」²⁰⁾と述べ、蔵相のポストを重視した。この大蔵大臣に、陸軍は馬場鉄一を推したが、かつての馬場財政への財界の反発を考慮して、さすがに、近衛はこれは断った。代わって、結城豊太郎の留任を求めたが、結城は馬場の入閣を嫌っていたことや、相も変らない軍部による膨大な明年度予算の提示を見て、蔵相留任を拒否した。同じ理由で、第2の蔵相候補であった前正金銀行頭取の児玉謙次も承諾しなかった。そこで、結城蔵相の推薦で、次官の賀屋興宣が大蔵大臣に就任することになったのである。

だが、賀屋も蔵相承諾にあたって、2つの条件をつけるという慎重さを示した。

第1の条件は、彼が実施の必要性を痛感していた「財政経済三原則」について、近衛首相と商工大臣の理解を得ること。とりわけ、統制経済を実施するには商工省との緊密な連携が不可欠なので、商工大臣の人選に慎重を期すことであった。そこで、近衛は賀屋に商工大臣の兼任を望んだが、賀屋はこれを断わり、代って賀屋の推薦により、商工省出身の吉野信次に決定した。

第2の条件は、馬場鉄一を経済関係の閣僚には入れないということであった。先に述べたように、馬場の蔵相就任は軍部の推すところであったが、近衛は財界からの強い反発を予想し、広田内閣の二の舞になることを恐れて、馬場蔵相の誕生を断念した。しかし軍部は、馬場に企画庁総裁を兼任させることをも要求していたのである。賀屋興宣がこれに強く反対したのは、次のような理由からであった。

企画庁の前身は内閣調査局であり、岡田内閣当時に作られた内閣審議会の事務機関として、「内閣総理大臣の管理に属し、重要政策に関する調査、とくに内閣総理大臣から命ぜられた重要政策の審査及内閣審議会の庶務を掌る」ため設置されたものである。その後、内閣審議会は岡田内閣と共に姿を消した(1936年5月)が、内閣調査局の方は陸海軍の中堅将校をはじめ各省の官吏が登用され、革新官僚が軍部と連携しながら、政策の調査立案をつかさどる舞台として存続することになる。内閣調査局はその後、林内閣の時に拡大強化されて企画庁となり(1937年5月)、近衛内閣の下では企画庁と資源局とが合体して企画院となり(1937年10月)、企画院は「国策統合」機関として戦時統制経済を担っていったのである。

こうした性格をもつ企画院へと発展していく企画庁は、もはや前身の内閣調査局とは違って、予算の大綱を含んだ重要国策を立てる機関にまでなっていた。このまま企画庁の権限が拡大されていくことになれば、大蔵大臣は専ら企画庁総裁の指揮のもとで、単なる財政技術者としての手腕のみを求められる存在へと墮してしまいかねない—賀屋興宣はそう判断したのである。そこで賀屋は、馬場を企画庁総裁につけないことを入閣の条件にしたわけである。結局、近衛首相は賀屋の条件を受け入れ、馬場を大蔵大臣および企画庁総裁という経済関係の閣僚からはずし、馬場を内相に据えることで、軍部と財界との妥協をはかった。代わって折衷的に、企画庁総裁には広田広毅を外相との兼任とすることで決着をみた。

賀屋大蔵大臣誕生の以上のようないきさつからみても、また、賀屋が蔵相就任にあたって強力な国家統制を排して自主統制を強調したことから、賀屋蔵相が結城前蔵相の財政政策を継承するものとして、財界はおおむね好意を示した。『エコノミスト』(1937年、6月11日)は伝えている—「賀屋新大臣は結城前蔵相が推薦した人物であり、かつ官僚中では財界に最も理解があり、次官として結城氏を補佐した関係もあるので、結城財政を真向から修正しないだろうといふ希望から財界

は好意的に静観しているようである。」

2) 「財政経済三原則」と「物の予算」

この当時の賀屋と、いわば二人三脚で統制経済を推進していったのが、民本主義で大正デモクラシーの理論的支柱となった吉野作造の実弟、吉野信次であった。賀屋にとって吉野は、なくてはならないパートナーであり、すでに述べたように、賀屋が蔵相就任を承諾する条件として、吉野の商工大臣就任をあげたほどであった。賀屋が吉野の商工相の実現に、これほどまでこだわったのは、商工官僚であった吉野の実績をかったからである。すなわち、吉野信次の5年にわたる商工次官としての活躍は、浜口内閣下、金解禁準備工作としての産業合理化政策を推進した指導力で知られており、まさに吉野は、「産業統制の申し子」²¹⁾であった。したがって「財政経済三原則」で、本格的な統制経済を敷こうとしていた賀屋興宣にとって、吉野の産業統制の経験は貴重であった。これこそ、賀屋が吉野信次の協力を求めた主な理由である。

こうして、吉野信次は商工大臣に就任したが、吉野商相の誕生には、いまひとつの話題があった。それは、吉野が商工官僚から政党人としての経験を経ないで、直接商工大臣になったことである。商工省では、吉野が初めてのことであった。この特徴は、賀屋興宣も共有していた。従来の大蔵大臣には、浜口雄幸や若槻礼次郎などのように、大蔵官僚出身者はめずらしくない。しかし、彼らはいずれも、官僚を経験したのち政党に所属し、政治家としての経験を経て大蔵大臣に就任している。しかし、賀屋興宣はそうではない。大蔵官僚から直接大蔵大臣へのコースをたどった。こうした傾向は、この時期の政党政治の後退と、「革新官僚」の台頭のなかで顕著になりつつあったとはいえ、まだ大蔵省では、岡田内閣での藤井真信蔵相しか前例がない。その意味で、賀屋興宣は藤井に次ぎ2人目にすぎなかった。当時のわが国が、ひとりの官僚に対し、政治家としてよりも財政技術のエキスパートとしての力量を要求し、官僚がこれに諾々として応じていったことは、その後の日本の道程にとって悲劇であった。ともあれ、賀屋蔵相・吉野商相の誕生は、いわゆる「官僚コンビ」として、当時のマスコミなどからかなり騒がれたものであった。

ところで、賀屋興宣は蔵相を承諾するにあたって、吉野信次と綿密な打ち合せをしている。この時の話し合いは、吉野の『おもかじとりかじ』に詳しい。それによると、「風見くんがいうには、実は賀屋君（興宣、現自民党代議士、当時大蔵事務次官）に先ず会ってもらいたい、賀屋君が大蔵大臣就任の条件として吉野が商工大臣で片棒かっげばということになっているからというのです。それでその晩は家に帰って、翌日の4日に賀屋君にあったわけですね。……賀屋君は長年予算の仕事をしていたので軍部の要求にはその都度なやまされていたんですね。この鼻柱をおさえるにはカネの面からだけでは効果がない。物の面から予算を分捕っても仕方がないということで説得するほかない。商工大臣にぴったり自分と息のあった男を引張り出して2人でやらなければやれないという考えのようでした。あとで近衛内閣の財政経済三原則として掲げたところの意味を説明されたと思う。結局、それではやるかという話で、引き受けて、たしか4日に親任式があったわけです。」²²⁾

賀屋興宣が吉野に熱心に説いた「財政経済三原則」とは、(1)国際収支の適合を確立すること、(2)生産力拡充につき具体的方策を樹立すること、(3)物資需給の今後の予測並に調節の具体案を作成することの3項目をさす²³⁾。この「財政経済三原則」の基本認識は、林前内閣で盛んに唱えられた「生産力拡充」政策では、軍事費に主導された膨大な予算を消化できず、悪性インフレを阻止できないということにあった。すなわち、軍需生産力を拡充しようとするれば、軍備に必要な原料の多くを海外に依存している日本では、たちまち輸入増により国際収支の均衡が破れ、物資の需給が悪化

することは明らかである。そこで、これらの相互に矛盾する要求を調整することが必要であり、具体的には、軍需関連産業の生産力を拡充するために、できるだけ日本経済への打撃を避けながら、いかに軍需以外の産業の生産力を抑制するかという、極めて困難な課題を果たしていかなければならない。ここに、「生産力拡充」理論に代わって、「財政経済三原則」が提唱された理由がある。

まず、「財政経済三原則」に基づく政策の具体化は、資金統制から始められた。いわゆる、公債消化資金と軍需生産力拡充資金とを同時に確保するためであり、これは臨時資金調整法(1937年、9月。法律第86号)として成立をみた。さらに進んで、貿易統制が行われ、輸出入品等臨時措置法(1937年、9月。法律第92号)が制定された。時に日中全面戦争への突入にあたり、いずれも、1938年4月制定の国家総動員法とともに戦時三法と呼ばれ、日本における戦時統制経済確立の画期的指標となったものである。このため、日本銀行編『満州事変以後の財政金融史』は、「財政経済三原則」を「その後の軍部への追従政策のルールを敷いたもの」²⁴⁾と評したのであった。

この「財政経済三原則」こそが、賀屋が言っていた「統制に先行する計画」の具体化であり、それによって名実ともに、賀屋興宣は「戦時統制経済の元祖」となった。賀屋は言う。

「広田内閣当時から、統制統制と言われてきたが、どうして統制をやるのか、統制の前にどんな計画が必要なのか、なんの用意も理解もなかったのであった。つまり財経三原則の実行で、日本は初めてある程度の統制経済にはいったので、いわば私が統制経済の元祖である。ただ私は、前にも記したように、日本では統制経済を運営するなんの準備もない、その実現には反対であるという立場をとっていたので、やむをえず自分がその実行を始めなくてはならないという、はなはだいやなおかしなめぐり合わせになったのであった。」²⁵⁾

もちろん、賀屋自身は戦時統制経済を敷こうなどとは、夢にも思わなかったであろう。いやそれどころか、賀屋興宣は「財政経済三原則」の実行によって軍備拡張を阻止しようとしたのだ、と言え言い過ぎであろうか。少なくとも賀屋は、そう意図していたことは確かである。彼が吉野信次に語ったという、前述の引用文を振り返ろう。賀屋は吉野に、次のように話している——「賀屋君は長年予算の仕事をしていたので軍部の要求にはその都度なやまされていたんですね。この鼻柱をおさえるにはカネの面からだけでは効果がない。物の面から予算を分捕っても仕方がないということと説得するほかない。」²⁶⁾

なぜ、「財政経済三原則」が軍備の拡張にブレーキをかけられるのか。賀屋が吉野に語った主旨を普遍すると、つぎのようになる。従来の予算においては、各省の経費の金銭的計数が予算書に計上されれば、それだけの予算が実行される。すなわち、「金(カネ)の予算」である。しかし、軍需に基づく膨大な物資の浪費は、金銭的数字に対応する物資がなければ意味をなさない。こうして、「金の予算」に対する「物の予算」の意義が理解できよう。

特に日本のように、軍需品の原材料の多くを、また軍需品そのものをも、外国からの輸入に強く依存するような国では、これらの物資を輸入できなければ、いくら予算を獲得しても何の役にも立たない。軍部にこのことを理解させれば、軍部も無茶な要求を出さず、軍事費の膨張にブレーキをかけられるのではないか——賀屋はそう判断したのである。このようにみれば、「財政経済三原則」の核心は「物の予算」にあること、および、なぜ賀屋が「財政経済三原則」の中で、「物資需給の今後の予測並に調節」の必要性を強調したのかの理由も理解できよう。

さっそく「物の予算」による各省の需要物資の調整は、1938年度から始まり予算の編成方針に大きな変化を与えた。すなわち賀屋蔵相は、1938年度予算編成について、新規要求を極力差控え、既成経費に対しては節約を計る、といった毎年、予算編成にあたって唱えられる通り一遍のお題目の

外に、概算要求に伴う物資の需要については、出来るかぎり正確なる見積もりをなし物資需給調査を提出すること、という1項目をつけ加えた²⁷⁾。

かつて高橋是清蔵相が、軍事費の膨張を抑えるため、公債の消化限度について論じたことがあった²⁸⁾。賀屋はこの議論に代わるものとして、「物の予算」を主張したのである。すなわち、「従来予算膨張の限度をつけるのに公債政策の見地がリードしていたが、これからは物の需給が予算に限度を与へることになる。」²⁹⁾

こうして賀屋興宣蔵相は、軍需予算の膨張に対する制御手段として、「物の予算」の第1歩を踏み出したのである。だが、その瞬間から賀屋蔵相の手を離れて、「物の予算」は物資需給計画を総合的に策定する企画院に移されてしまう。1937年10月に、企画庁と資源局とが合体して設置されたばかりの企画院の初仕事は、この「物資動員計画」（いわゆる「物動計画」）であり、以降の戦時統制経済は、企画院とそれによる「物動計画」を軸に運営されることになるのである。

3) 「財政経済三原則」と戦時統制経済

「物の予算」の登場による、こうした予算編成方針の変化は、戦時下における各省庁の力関係に、大きな影響を与えずにはおかなかった。国内行政の中心は、「金の予算」を扱う大蔵省から、「物動計画」を担当する企画院や、物を扱う商工省、農林省、後の軍需省、農商省に半ば移ることになった。大蔵省の権威の低下が、この時を一大起点として始まるのである。賀屋興宣が育ち活躍した政党政治はなやかなり頃の大蔵省、および、政党政治が崩壊し「挙国一致」内閣に移行した後でも、高橋是清の威厳によって、絶えず内務省とともに行政の中心に位置していた大蔵省も、さすがに権威の低下はまぬがれない。誠に、賀屋にとって皮肉な巡り合わせであった。

それはともかく、賀屋は「財政経済三原則」を、軍事費の膨張に対する制御手段にしようとする意図はあれ、これを、戦時統制経済の手段にしようと考えたわけではなかったことは、確認しておこう。しかし皮肉にも、日中全面戦争勃発以降の戦時統制経済は、この「財政経済三原則」によって敷設されたルールの上を邁進していくのである。その意味において、賀屋が自らを「統制経済の元祖」と称したのを、「戦時統制経済の元祖」と言い換えても、差し支えはなからう。

だが問題は、なぜこの時期に、賀屋が自ら進んで、強力な統制経済の推進者になったのか、ということである。まさにこの時期に、統制経済を推し進めていく危険性を、賀屋は感じなかったわけではあるまい。なぜなら、前述したように、わが国における統制経済思想とその実践は、昭和恐慌からの回復を主な目的として、各界各層の共通認識になりつつあった。とはいえ、恐慌からの脱出という目的が一応達成された時点で、しかも満州事変を契機として、一層の戦時統制を指向していた軍部が、さらに2・26事件を口実に政治的発言力を強化してきている段階において、統制経済の計画化を提唱することは、軍部のイニシアチブによる戦時統制経済の推進にとって、誠に都合のよい理論的武器を与えるものでしかなかったのではないかと考えられるからである。

しかし賀屋興宣は、こうした統制経済が戦時統制経済へと旋回していく危険性よりも、ある事柄に、もっと切迫した危険性を感じていたのである。では、その危険性とは、何であったのだろうか。賀屋は言う。

「そういうようないろいろの角度から考えて、結局私としてはとるべき道は2つある。1つは計画統制的に経済を運営する私のやり方をやめることである。軍部及びその追随者に任せるのである。そうすればその頃すでに起こりかけておったが、国際収支の均衡は破れて、為替相場が暴落し、恐らくそれをきっかけとして日本経済のインフレ的大混乱が起こるであろう。その状態に委せるかと

というのが1つの道である。そうすれば軍備の増強拡張も戦争も、経済の混乱のためにできなくなるかもしれない。

ところがその頃の軍部革新統制経済の論者の中には、『統制は生半可では駄目だ、どこまでも徹底すればやれる』という考えがある。無茶な統制を徹底して、めちゃめちゃにしてしまうということであるが、それは単に経済の運営のみならず、基本の政治体制が悪いということで、政治上の大変革を企てクーデターをやって、軍部の少数独裁の専制政治にいくという可能性が十分に想像されるのである。³⁰⁾

「無謀な軍部の進み方を反省せしめるためには、財政経済が混乱に陥るのを抛擲した方がよいとも考えぬではなかったが、結論としてそれをなしえなかったのは、2・26事件以後の状況を、私は次のように判断していたからである。——いわゆる陸軍あるいは革新勢力一派というものは、皇室というシャッポをかぶった一種の共産主義者である。財政経済を混乱におとしければ、彼らはそこに乗じて1つの革命を行うだろう。経済が混乱に陥るのは、統制経済が不徹底だからとして、徹底的に、いな、むしろ無鉄砲に統制経済をやるべしというふうにならざるを得ないだろう。こういう危険を感じて、なんとかして財政経済の混乱を防ごうというのが私の考え方であった。軍部とこれに同調する者の好戦的発展主義を押えるのが根本であるが、それはどうも我々の力ではできない。今後卓越した人物の出現か、時勢の変化によって転機をまつしかない。それまでわが国の経済を破綻させないでつないでいこう、こう考えるしかなかったのである。」³¹⁾

みるように、軍部革新派を共産主義者とみる錯覚は論外としても、賀屋の論旨は明確である。すなわち、馬場財政によって加速された経済的諸困難は、結城財政によっても容易に收拾されないどころか、ますます混迷の度を深めている。このまま放置すれば、この経済的混乱によって、軍部は軍備拡張をあきらめるかもしれない。しかし、今の軍部の動向をみると、その可能性よりも、むしろ経済の混乱に乗じて、軍部クーデターによって軍部独裁による専制政治を樹立する可能性の方が、はるかに高い。したがって、経済混乱を放置して軍部独裁政治をもたすよりは、少しでも経済の建直しをすることによって、軍部のこの動きを抑止しよう——賀屋はそう考えた。そして、この経済混乱を收拾するための政策として、彼が打ち出したのが、いわゆる「財政経済三原則」であったのである。

こうして、統制経済という名の経済の計画化が進行した。この事態を、当時の自由主義者やマルクス主義者までもが、資本主義の変革と社会主義への前進と受けとめる傾向があった。しかし、この考えの誤りは、その後の歴史によって完全に証明された。誤解されてはならないことは、この経済の計画化が資本主義の運動法則そのものを変えようとしたものではなく、むしろ独占資本と軍部との協調体制によって、資本主義を維持・強化しようとしたことである。そこに、この政策の本質があり、歴史的意義があり、その意味でこの経済の計画化は、一片の歴史的進歩をも持ちえなかったのである。

5. 結びにかえて

以上、賀屋興宣が戦時統制経済へ転回していく危険性を感じながらも、なぜ、統制経済を自ら敷いていったのかをみてきた。最後に、私はこれまでの考察をふまえて、賀屋興宣の財政経済政策およびその思想が有した歴史的意味と教訓を引き出し、本節のまとめにかえようと思う。

確かに賀屋興宣は、「財政経済三原則」の「物の予算」によって、軍備の拡張を阻止しようとした。しかし、その後の歴史は、すでにみたように、完全に賀屋の意図を裏切り、「財政経済三原則」

を基盤にして、軍備拡張のための戦時統制経済に邁進して行ったのである。なぜだったのであろう。この疑問に対する、次のような回答はどうであろうか——政策者の主観的意図と、その政策のもたらす実際の帰結とが乖離するのは常である。特に本節の場合に、日中全面戦争への突入という予期せざる事件によって、政策者の意図が大きく曲げられ、やむなく戦時統制経済を推進して行かざるをえなかったのだ、と。——私には、この答えは不十分であるどころか、完全に誤っているように思われる。

むしろ、賀屋の提唱した「財政経済三原則」のなかに、非常に大きな欠陥が含まれていたのではなかったか。すなわち、賀屋が「財政経済三原則」を打ち出す際に述べた、つぎの言葉を思い出してほしい。「軍部とこれに同調する者の好戦的発展主義を押えるのが根本であるが、それはとうてい我々の力ではできない。今後卓越した人物の出現か、時勢の変化によって転機をまつしかない。それまでわが国の経済を破綻させないでつないでいこう。こう考えるしかなかったのである。」³²⁾

要するに、賀屋興宣は政治的に軍部を抑えることはあきらめて、経済的側面から、それを果たしようとしたのである。彼が構想し実施に移した「財政経済三原則」は、まさにそのための窮余の一策であった。それをどんなに、「経済計画のメインチャンネル」と高唱し、もっともらしく粉飾しようとも、経済主義的な予算制度改革にかわりはない。その結果、軍部による予算獲得要求に、何らの政治的歯止めを組み込まない、この予算制度の経済主義的改革は、結局、国民の統制がおよばない軍事予算の拡張と、ファシズム権力の拡大を招く外はなかったのである。ここに、賀屋興宣の「財政経済三原則」が有した歴史的意味があると同時に、また、現在の予算制度改革が学びとられなければならない、貴重な歴史的教訓があるのではなからうか。

いま、大蔵官僚のエリートとして名をはせた賀屋興宣の財政経済政策、およびその思想の考察を終えるにあたって、私はふたたび、当時リベラルな政治評論家として健筆をふるった馬場恒吾の、つぎの言葉を思い出している。

「官僚と官僚政治は区別して考へなければならぬ。官僚の優秀な点はその技術的な才幹に認められる。政府事業の各方面にある官僚は各々の専門部面に於いては立派な知識と才能を有って居る。併し彼等は畢竟するに、技術家である。技術家は政治家の座右に居って、専門的知識を供給する間は国民に必要欠くべからざる人物である。それが政治家の頭の上に座って、政治の首脳者になる時は、何日でも国を滅ぼす役目を努める。」³³⁾

注

- 1) 一木豊『歳相』日本経済新聞社、1984年、191ページ。
- 2) 賀屋興宣『渦の中』（賀屋興宣遺稿抄）1979年、81ページ。
- 3) 有竹修二『昭和経済側面史』河出書房、1952年、356ページ。
- 4) 賀屋興宣『戦前・戦後八十年』経済往来社、1976年、54ページ。
- 5) 詳しくは、前掲『渦の中』86～87ページを参照。
- 6) 前掲『戦前・戦後八十年』61ページ。
- 7) こうした賀屋興宣の経歴については、賀屋自身の筆による前掲『渦の中』や『戦前・戦後八十年』の他に、宮本三郎『評伝賀屋興宣』（おりじん書房、1977年）、昭和大蔵省外史刊行会『昭和大蔵省外史』中巻（財経詳報社、1969年）などを参考にした。
- 8) 前掲『渦の中』80～81ページ。
- 9) 日本における統制経済とその発展過程については、中村隆英『日本の経済統制』（日本経済新聞社、

1974年)を参照。

- 10) 青木信光『馬場鑓一伝』故馬場鑓一氏記念会, 1945年, 255ページ。
- 11) 大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』下巻, 1969年, 76ページ。
- 12) 前掲『戦前・戦後八十年』75ページ。
- 13) 詳しくは, 藤田安一「高橋財政から馬場財政への移行とその歴史的意義—日本戦時財政研究序説—」(『京都大学経済論集』第1号, 1990年9月)を参照。
- 14) 前掲『渦の中』92ページ。
- 15) 賀屋興宣「『健全財政』とその転換」大蔵省大臣官房調査企画課『大蔵大臣回顧録』1977年, 16ページ。
- 16) 賀屋興宣「戦時財政経済政策の展開」安藤良雄編『昭和経済史への証言』中巻, 毎日新聞社, 181ページ。
- 17) 前掲『渦の中』98ページ。
- 18) 私が馬場財政をもって日本戦時財政の成立とした理由については, 前掲「高橋財政から馬場財政への移行とその歴史的意義—日本戦時財政研究序説—」を参照。
- 19) 馬場財政と結城財政の予算の比較については, 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第3巻『歳計』の第2章第5節「馬場財政から結城財政へ—昭和12年度予算案の修正—」を参照。
- 20) 『大阪朝日新聞』1937年6月2日。
- 21) 同上, 1937年6月8日。
- 22) 吉野信次『おもかじとりかじ』通商産業研究社, 1962年, 350~351ページ。
- 23) 「財政経済策三方針と蔵相談」日本銀行調査局『日本金融史資料・昭和編』第34巻, 1973年, 3~4ページ。
- 24) 日本銀行調査局特別調査局『満州事変以後の財政金融史』1948年, 226ページ。
- 25) 前掲『渦の中』102ページ。
- 26) 前掲『おもかじとりかじ』351ページ。
- 27) 詳しくは, 『大阪朝日新聞』1937年6月29日を参照。
- 28) 詳しくは, 藤田安一「『高橋財政』と国民経済—財政政策の基本問題によせて—(I)(II)」(『政治経済史学』第289号・第290号, 1990年6月・1990年7月)を参照。
- 29) 前掲『日本金融史資料・昭和編』第33巻, 96ページ。
- 30) 前掲『戦前・戦後八十年』96~97ページ。
- 31) 前掲『渦の中』103~104ページ。
- 32) 同上, 104ページ。
- 33) 馬場恒吾「官僚政治論」『中央公論』1937年1月号, 162ページ。

IV 賀屋財政から池田財政へ—軍財抱合財政の進展

1. 問題の所在と分析視角

戦前, 池田成彬は「日本のシャハト」と呼ばれたことがある¹⁾。周知のように, シャハトは戦前のドイツにおける代表的な財政・金融家であった。彼は第1次世界大戦後のドイツ国立銀行=ライヒスバンク総裁として, 破局的なインフレーションを収束させマルクの安定化に敏腕をふるった。その後, 1930年にヤング案制定会議に際して総裁の地位を去ったものの, 再びヒットラーの政権獲得直後, 1933年にライヒスバンクの総裁に返り咲き, 間もなく経済大臣をも兼任した。このシャハトの名は, 財界出身者でファシズム体制化の財政経済政策に重要な役割を果たした人物をさす代名

詞となっていたのである。

日本においても、財界の代表者が満州事変からアジア・太平洋戦争に至る期間、続々と国家機構の中枢部に進出し、財政経済政策を担当したことが記憶されなければならない。ざっと満州事変以降に入閣した財界人を一瞥しただけでも、次の諸氏をあげることができる。結城豊太郎（林内閣大蔵大臣兼拓務大臣）・池田成彬（第一次近衛内閣大蔵大臣兼商工大臣）・藤原銀次郎（米内内閣商工大臣・東条内閣国務大臣・小磯内閣軍需大臣）・小林一三（第二次近衛内閣商工大臣）・村田省蔵（第二・三次近衛内閣逓信大臣兼鉄道大臣）・小倉正恒（第二次近衛内閣国務大臣・第三次近衛内閣大蔵大臣）。

さらに、内閣の補強工作のために設けられた国策審議機関として、岡田内閣期の内閣審議会には、三井財閥の池田成彬や三菱財閥の各務謙吉が財界代表として参加し、また日中戦争期の内閣参議には、池田成彬と郷誠之助（東京株式取引所理事長・東京電燈社長等を歴任）が財界人として就任している。さらに、太平洋戦争期に設けられた内閣顧問には、財界から大河内正敏・結城豊太郎・山下亀三郎（山下汽船社長を歴任）郷古潔・鈴木忠治（味の素・昭和電工社長）・松本健次郎（石炭統制会会長）・鮎川義介・古田俊之助（住友金属工業社長・住友本社代表取締役を歴任）・寺井久信（日本郵船社長を歴任）らが就任した²⁾。

こうした現象は、満州事変以降の財界・政党・軍部間の利害関係における「対立」と親和を反映したものであることはいままでもない。つまり、これまでは政党を媒介として自己の階級的利害を国策に注入していた財界が、軍部の政治的発言力の増大と政党政治の崩壊という事態を契機として、直接自ら政治的意志決定過程に参加してきたのである³⁾。本稿の課題は、池田成彬の財政経済政策を素材にして、この財界の国家機構への進出が、いかなる形態をとって行なわれ、また、それがどのような歴史的意義を有したのかを考察することにある。

その際、満州事変以降、政界に進出した数多くの財界人のなかで、特に池田成彬と彼の財政経済政策を研究対象とする理由は、それが本稿の課題に最も適していると考えからに外ならないが、池田成彬については、財界時代における金解禁の際の「ドル買い」事件や「財閥転向」をめぐっての研究蓄積はかなり豊富であるものの、それに比べて、池田成彬大蔵・商工大臣の財政経済政策の特徴とその歴史的意義に言及した研究は、意外に少ないのが現状である。したがって本稿は、この点での研究を発展させることを意図している。もちろん、41年間にわたる三井財閥における池田成彬の活躍は広く知られており、それに比べると、財界人として彼の日銀総裁時を含めた大蔵大臣・商工大臣就任期間は、わずかに2年足らずである。しかし、この期間は日中全面戦争の勃発を間にはさみ、本格的な戦時統制経済への移行と、戦争の長期化にともなう戦時統制経済の再編成が必要とされるという、極めて歴史的に緊張した時期にあたり、事実、後に本稿で検討するように、池田成彬の財政経済政策は、戦時統制経済の発展過程にとって非常に重要な意味をもったのである。

以上が本稿の課題であるが、私はこの課題に、つぎのような視角から接近しようと思う。

1930年代の日本資本主義は、満州事変以降の急速な経済の軍需化にともなう、非常に困難な経済問題に遭遇することになった。それは、わが国のように軍需産業の中核をなす重化学工業が十分な発達をとげていないような段階で、急速な軍備拡張を行えば、軍需工業の生産力が軍需の増大に追いつかず物価の高騰をひきおこし、また、これを原因として国際収支の悪化を招く危険性に直面していたことである。事実、この危険性は現実化しつつあったため、急速に、「日本重化学工業の後進性」⁴⁾を克服して重化学工業の生産力を拡大することが、軍備の拡充のためにも、また、物価を抑え国民生活の安定と国際収支の改善をはかるためにも重視された。こうして「生産力拡充」

政策が1937年2月以降、林銑十郎内閣のスローガンとして、強力に推進されることになる。その結果、従来から時として不協和音をかもし出していた軍部と財閥とが、この「生産力拡充」政策を振り子の支点として、絶えなる妥協を繰り返しながら戦時経済体制を再構築していったのである⁵⁾。

池田成彬の財政経済政策とその歴史的意義を考察するという本稿の課題においても、上記の意味における「生産力拡充」政策と池田成彬の財政経済政策との関連を追求することになる。すなわち、池田成彬大蔵・商工大臣の財政経済政策は、日中戦争下における「生産力拡充」政策の具体化であり、またその矛盾の調整でもあったという視点から、池田成彬の財政経済政策の特徴とその歴史的意義を考察する。

2. 軍需生産力拡充計画と池田成彬

池田成彬の財政経済政策とその特徴について言及する前に、彼の財政経済政策を理解する前提として、極めて重要な問題に触れておかなければならない。それは、軍部が池田の政界進出を支持した理由に関してである。なぜなら、軍部の承認なしには入閣が不可能といわれるほど、当時軍部（とくに陸軍）の発言力は強大となっていた。すでに、このことは1936（昭11）年の2・26事件直後に成立した広田内閣において立証されていた。周知のように、広田内閣の組閣において、陸軍は自己の気に入らない閣僚予定者を閣僚名簿から削除することを要求し、見事に思い通りそれを実現させた。この露骨な政治干渉は、同内閣で成立した軍部大臣武官制によって制度化され、軍部はまさに内閣に対して生殺与奪の権を握ることになったのである。しかも、池田成彬は三井銀行の筆頭常務時代以降、「ドル買い」事件を契機にして一部の右翼や軍部に命を狙われるほどであった。その池田成彬が財界から退陣して、わずか9カ月後、さっそく大蔵大臣候補にあがったのは、広田内閣倒閣後の林内閣の時であったが、この時にはすでに、池田成彬は軍部の支持をとりつけていたのである。それには、つぎのような事情があった。

陸軍の内部では、すでに1935年頃から日満一体となす軍需生産力拡充計画のプランづくりがすすめられていた。その作業の中心にあたったのが、当時参謀本部作成部長の石原莞爾によって設立された日満財政経済研究会（いわゆる宮崎機関）であった。ここでの立案が基礎となって、「重要産業5年計画要綱」（昭和12年5月26日）に具体化され、陸軍省案として内閣に提議されるのである⁶⁾。しかし、これに先だって、この計画要綱が立案段階で池田成彬ら財界首脳に内示され意見を求めたことが、『木戸幸一日記』に記されている。『日記』では、この計画を示された池田が、「5年間に実行困難なるも、結局行はざるべからざること」⁷⁾と、計画を承認した様子が書かれている。さらに、『西園寺公と政局』には、このことに加えて、軍部の一部が次期内閣を構想し、池田成彬の大蔵大臣をはじめ他の閣僚メンバーを予定していたことが、つぎのように記されている。

「実はこの二三年このかた石原莞爾大佐を中心に日満経済調査会の宮崎某等を使ひ、十河氏なんかもこれと一緒に研究して、大体五箇年計画といふことで、国防殊に空軍の充実、しかもいはゆる日満を通じての国防についての非常に膨大な計画の1つの試案が出来てをった。それを去年の春頃『是非誰か財界の有力者に見てもらひたい』といふので、まあ池田成彬氏に見せて検討した上で内容を修正してもらひ、さうして結城氏にもそれを見てもらつてあるらしい。このいはゆる陸軍の中堅層の中心人物である石原氏の案には、関東軍もまた参加してをり、結局まあその案を骨子にして政治をやってもらひたいといふのだ。それには大蔵大臣に池田、陸軍大臣には板垣、海軍大臣に末次、商工大臣に大阪の津田信吾を据ゑ、それから総務庁といふものを作ってその長官に例の十河氏を置くといふことが、絶対条件であつた。」⁸⁾

以上が、池田成彬の政界入り直前の事情である。しかも驚いたことに、池田成彬が大蔵大臣就任の要請を受けたのは、先にのべた満州財政経済研究会の責任者である宮崎正義（彼にちなんで満州財政経済研究会は、別名「宮崎機関」と呼ばれていた）その人からであった。池田は言う――「(1936年1月)30日の朝でしたか、未明に私の所に林さんの手紙を持った人がきたのです。その手紙を開けてみたら、『今度自分が大命を拝した、ついでには君に骨を折って貰わなければならないことがある。使いの者から聞いて呉れ』とある。使いの者とは宮崎という私の知った人。『一体どういうのか!』と尋ねたら、『どうしてもあなたに大蔵大臣と日銀総裁と両方やって貰いたい。それから、津田信吾さんを商工大臣にしたいから、あなたから津田さんに話して呉れ』というような話です。」⁹⁾

しかしこの時、池田成彬は病気を理由に大蔵大臣の就任を辞退し、代わって大蔵大臣には、安田財閥の統帥的地位にあたる安田保善社の専務理事を歴任し、日本興業銀行総裁であった結城豊太郎を推薦した。こうして、林内閣の蔵相は結城豊太郎に決まったが、蔵相に就任すると間もなく結城は、池田成彬に日本銀行総裁に就任してくれるよう懇願した。池田はこの要請に、2つの条件をつけて承諾した¹⁰⁾。第1は、日本銀行条令を改正すること。第2は、大蔵大臣が日本銀行や金融のことに余り口を出さないこと。つまり、日本銀行の制度改革を自分に一任してくれるならば、日銀総裁を引き受けるというものであった。ただちに結城はこの条件を受け入れ、池田成彬は第14代の日本銀行総裁に就任するのである。

以上の考察は、池田成彬の政界進出を漠然と「重臣による池田の政界かつぎ出し工作」とみることの誤りを明かにしている。最初に、池田を大蔵大臣に入閣させようとした田中義一内閣以来、なるほど、親英米路線を堅持しようとしていた重臣が、そのつど池田成彬の入閣を希望していたことは確かである。また、近衛内閣期において潜伏していた日独（伊）軍事同盟論が顕在化する平沼内閣（1939.1.5－8.30）以降、同盟論に反対の池田成彬を、大蔵大臣はおろか総理大臣に担ぎ出そうとする動きが、西園寺公望など重臣の間で活発化することも確かである。しかし、1936年から1937年にかけての池田成彬に対する政界かつぎ出し工作には、本稿で考察したように、むしろ軍部が積極的だったところに、この時期の特徴がある。この点を理解することなしには、池田成彬による日銀制度の改革および財政経済政策＝「軍財再抱合」財政の歴史的意義をつかむことは、全く不可能なのである。

ところで、このうちの日銀制度の改革については、拙稿「『軍財抱合財政』と『生産力拡充』政策」において、すでに考察済みである。そこで次ぎに、日銀制度改革による日銀の産業金融への進出と、それをテコとした金融統制の一層の強化という事態の上に、池田成彬は大蔵兼商工大臣として、いかなる財政経済政策を展開したのか、その特徴と歴史的意義の考察へと進むことにしよう。

3. 池田成彬の財政経済政策とその特徴

1) 賀屋財政から池田財政へ

林内閣の倒閣の後、第1次近衛文麿内閣（1937.6.4－1939.1.5）が成立し、大蔵大臣には林内閣下の大蔵次官であった賀屋興宣が就任した。賀屋蔵相は就任するや、吉野信次商工相とともに林内閣の「生産力拡充」政策に代わる「財政経済三原則」（①国際収支の適合を確立すること、②生産力拡充につき具体的方策を樹立すること、③物資需給の今後の予算並に調節の具体案を作成すること）を提唱した。とはいっても、「生産力拡充」政策を放棄したわけではもちろんなかった。それどころか、「生産力拡充」政策をより一層強力に推進するために、そこから生じる矛盾や軋轢を緩和し、全体として戦時経済に総合性を与えようとしたのが「財政経済三原則」であった。すなわち、

軍需生産力を拡充しようとするれば、軍備に必要な原材料を多く海外に依存している日本では、たちまち輸入増により国際収支の均衡が破れ、物資の需給が悪化する。そこで、これらの相互に矛盾する要素を調整し、できるだけ日本経済への打撃を避けながら軍需関連の生産力を拡充しようとしたものであった¹¹⁾。

当初、財界はこの賀屋興宣と吉野信次による財政経済政策を歓迎していたが、除々に彼らの統制方法に対して、つぎのような不満を表明するようになっていく。「最初財界巨頭連と個人的にもうまが合ひその統制経済政策についても財界の支持を受けてゐた吉野商相は、戦時経済の進行と共に次第に新官僚的習性をよびさまされ、口でこそ民間の自治統制を尊重すると称しつつも、その統制方式は大分国家強権的に変化したかのごとき観を与へた。」¹²⁾

なるほど、賀屋や吉野のような官僚出身の大臣は、平時経済から戦時経済への切り換えのある時期には、戦時法制度の作成など実務面で必要な存在であるかもしれないが、それでは、次官や事務官で十分間に合う。大臣ともなれば、各省長官的役割をこえて国政全般を見渡す視野の広さと、国の進路を示すことのできる先見性をもつ人物が必要である。特に、財界の協力を得られなければ、戦時経済を動かすことは不可能であろう。だから、賀屋蔵相や吉野商相に代わる財界出身の大臣が欲しい—この動きを決定的にしたのは、日中全面戦争の勃発であった。この頃、近衛首相は次のような不満をもらしていたという。「大蔵大臣がいかにもたよりない。事務的には非常にいいけれども、殊に或は御前会議なんかの時に、両軍部大臣と比べてとても非常な遜色があるので、圧迫され気味であることがいかにも心配だ。」¹³⁾

戦争はいやがうえにも、強力な国家のリーダーシップが必要とされ、戦時体制に対応した強力な内閣が求められる。そのために、日中戦争の勃発にともなって、近衛内閣はいずれ内閣解散あるいは内閣改造を旨としつつ、当面、内閣の補強工作として内閣参議制を創設した(1937.10.15)。この内閣参議に、池田成彬は郷誠之助とともに財界代表として就任した。池田が日銀総裁を辞任してから、わずか3カ月たらずのことであった。

内閣参議には陸軍(宇垣一成・荒木貞夫)、海軍(安保清種・末次信正)、政党(町田忠治・前田米蔵)、財界(池田成彬・郷誠之助)、小会派(秋田清・松岡洋右)という、まさに各界からの代表者10名によって構成された。これは現内閣よりも有力なメンバーをそろえ、「さすがに各界の巨頭が揃っていたので、閣議以上の重量感を示した」¹⁴⁾と評価され、それはまた、「改造ある度毎に入閣するいわば大臣のプールの如き観を呈した」¹⁵⁾のである。参議のなかで、なんといっても中心は宇垣一成と池田成彬であり、この二人を政府が獲得したいために、内閣参議制を設けたと言えるほどであった¹⁶⁾。というも、宇垣からは、日中戦争を收拾するために軍部を抑える力量が期待されたし、池田からは、戦時統制経済に財閥を動員しうる力量が望まれたのである。こうして、池田成彬は内閣参議を経て、いよいよ彼の入閣は、もはや時間の問題になっていったのである。

2) 「池田財政経済三原則」とその基本的特徴

1938年5月、近衛内閣の改造によって、池田成彬は大蔵大臣兼商工大臣に就任した。就任とともに、池田は非常に困難な経済問題をかかえこまなければならなかった。それは、日中全面戦争勃発からおよそ1年を経過して、戦争の長期化が明かになったために、当初の短期決戦に立った戦時経済を長期戦を前提とした戦時経済体制に再編成するという課題であった。それにはまず、前述した賀屋・吉野の「財政経済三原則」がもたらした弊害をとり除き、新たな事態に応じて「財政経済三原則」を具体化する必要にせまられたのである。

賀屋・吉野による「財政経済三原則」の推進は、さしあたり(1)「生産力拡充」政策のゆきづまり(2)輸出の不振、(3)物価の高騰となって、戦時日本経済の矛盾を露呈しつつあった。そのため、池田成彬大蔵・商工大臣は財政経済政策の柱として、(1)軍需の充足、(2)輸出の振興、(3)物価の抑制、を打ち出さなければならなかった。いわゆる「池田財政経済三原則」である。生産力拡充が「軍需の充足」へ、国際収支の適合が「輸出の振興」へ、物資需給の調節が「物価の抑制」へと置き換えられた。しかも重要なことは、この賀屋・吉野の「財政経済三原則」から「池田財政経済三原則」への転換が、徹底的に、戦時統制経済の矛盾のしわ寄せを国民生活に強いる形で行なわれたことである。ここに、池田成彬の財政経済政策の基本的特徴がある。そう言える理由を、「池田財政経済三原則」を構成するおのおのの柱にそって、次に検討しておこう。

第1の「軍需の充足」について。確かに当初、林内閣において「生産力拡充」政策が提起された時には生産力拡充とはいいながら、実は軍需生産力拡充を目的としていたことは明らかであった。だがそれと同時に、高度な軍需生産を可能にするためには、わが国における重化学工業の遅れをとりもどし、一層強力な重化学工業化を推進していく必要があるという基本認識があった。しかし、いまここに至って「生産力拡充」が「軍需の充足」へと変えられた言葉の中には、そもそも「生産力拡充」政策は、実は軍需生産力拡充政策であることがますます明かになってきたことを示すと同時に、「生産力拡充」政策のゆきづまりを反映するものであったと言ってよいであろう。この「生産力拡充」政策のゆきづまりを端的に示したのが、「生産力拡充」政策の計画化ともいべき物資動員計画（いわゆる「物動計画」）のくるいであった。それは、企画院によって作成された1938（昭13）年度物動計画が、早くも同年6月に改訂を余儀なくされたことに象徴されていた。物動計画の修正が必要となった主な理由は、貿易の縮小による輸入力の減退であり、「生産力拡充」に必要な原材料資材の輸入が困難になったからである。

こうした事情から修正された1938年度物動計画は、軍需資材の確保を最優先にするために、民需への物資の配給に極めてきびしい制限をくわえた内容となった。この点を、『商工政策史』は、「13年改訂物動計画は、同年上半期の貿易実績にもとづいて下半期の輸入力推定額を大幅に縮小し、それだけ一段民需への物資配給に制限を加えたもので、他のすべてを犠牲にして軍需資材の豊富迅速な確保に最重点をおく、政府の異常な決意を示すものであった。」¹⁷⁾と指摘している。

まさに「このように、きびしい民需の制限はわが国としては未曾有のこと」¹⁸⁾であった。そのため、軍需企業以外の多数の民間中小企業の倒産と、それにとまなう失業数の多量発生および国民生活の一層の窮乏化が予想された。『商工政策史』は次のように述べたほどである。

「その実行のため後述のような不要不急物資の製造制限、配給統制、消費規制等の強化措置がとられたのであるが、これらの措置により業種によって営業の不振、停止、失業の発生が相当数見込まれることとなった。そこで政府は商工省に転業対策部を設けて、中小商工業者の転業斡旋にあたりるとともに、厚生省に失業対策部を設けて転失業対策を実施したのである。」¹⁹⁾

第2の「輸出の振興」について。賀屋・吉野の「財政経済三原則」には、国際収支の適合があげられていた。国際収支のバランスをはかるための彼らの改革の基本は、輸入抑制とくに民需物資に関する原材料の輸入を制限することであった。このために、輸入原材料は高騰し、輸出製品のコストを高めた。それが輸出の減退を招き、外貨の獲得を困難にした。この外貨不足が、ふたたび原材料の輸入を減退させるという「悪循環」に陥っていたのである。いま、池田成彬が入閣した頃1938年上半期の輸出を前年1937年上期の輸出と比較すると、16億192万5000円から12億8722万2000円へと、実に19.6%の減少をきたしている²⁰⁾。そのための外貨不足による原材料の輸入減退は、「生産

力拡充」のための重化学工業資材の多くを外国に依存しているわが国にとって、極めて深刻な問題になっていた。

これが、池田成彬が大蔵・商工大臣に就任した頃の事情であった。そこで就任直後に、池田大蔵・商工大臣によって打ち出された新機軸が輸出入リンク制である。輸出の振興を目的に採用されたこの輸出入リンク制とは、輸出商品の生産者に輸出量とリンクして原料輸入の道を拓くという制度である。具体的には、一定量の商品の輸出を条件に一定量の原料の輸入を許可し、輸入した原料で生産された製品は、必ず輸出するよう義務づけることを内容としていた。したがって、輸出入リンク制にもとづいて輸入された原料は、国内向製品に使用することは許されず、すべて加工して完成品として輸出しなければならなかった。他方で、輸入物資および国産不足物資の両面において、民需をきびしく制限する処置がとられ、1938(昭13)年3月に綿糸の配給が切符制になったのを皮切りに、つぎつぎと切符制適用品目が拡大されていった。

こうして、輸出入リンク制と民需および国民生活を犠牲にした輸出振興策によって、1938年には15億2400万円にまで減少していた第三国向け輸出は、1939年に18億2900万円に回復する。しかし、間もなく勃発した第2次世界大戦と、その直前のアメリカによる対日通商条約の廃棄、重工業物資の対日禁輸によって、再び1940年の第三国向け輸出は17億8900万円に減少し、その後は惨憺たる凋落の一途をたどるのである²¹⁾。

第3の「物価の抑制」について。戦時統制経済は生産統制からはじまり、配給統制および消費統制へと、次第に国民経済全般に広範囲な影響を及ぼすようになる。それは、限られた物資を軍需生産力の拡充にあてていく程度が強くなればなるほど、民需産業や国民生活へのしわよせが漸次強まることのあらわれであるが、他方、限られた物資に対する需要が急激に増大したために、もうこれ以上放置できないほどに物価が高騰したことのあらわれでもあった。池田成彬が大蔵・商工大臣に就任した直後の1938年6月の卸売物価指数(東京)は、前年6月に比べ132.4から141.3へと大幅な上昇を示していた²²⁾。さらに、闇相場が横行する庶民生活関連物資の消費者指数が、卸売物価指数をはるかに凌駕していたことは言うまでもない。

この時期の物価対策として、最も重要なものが配給統制の導入であった。それは、最初1938年1月に公布された綿糸配給統制規則にもとづく綿糸における切符制として開始された。以後、5月には揮発油・重油、7月には鉄鋼・ゴムがつぎつぎと切符化されていった。さらに、同年4月には物価委員会が中央および地方に設けられ、商工省には臨時物資調査局も設置された。5月には綿糸価格が公定され、以降ステープル・ファイバーおよびスフ糸、繊維製品など物価騰貴の特に激しいものをとりあげて、個別的に販売価格取縮規則により価格を公定していったのである²³⁾。その結果、物価は一応、池田成彬の大蔵・商工大臣在任期間(1938.5-1939.1)の前半は、1938年6月の卸売物価指数(東京)で141.3から9月には139.9へ下がるのである。しかし、その後、上昇に転じ、同年12月の141.7、翌1939年3月147.1、6月149.7と推移し、以降急速な物価騰貴にみまわれるのであった²⁴⁾。

以上みたように、池田成彬の大蔵・商工大臣の就任期間は1938年5月26日から1939年1月5日までのわずか7カ月あまりであったが、この時期は、日中全面戦争勃発とその後の戦争長期化の見通しのもとでの戦時統制経済の再編成期にあたり、それに対応した経済統制の具体化がつぎつぎとはかられていったのである。その特徴は、軍需生産力拡充のための軍需物資と資金の獲得のために、その矛盾と犠牲を挙げて民需生産および国民生活に転嫁するという統制方法が、きわめて強力に押し進められたことである。これだけの国民生活への犠牲を可能にしたものとして、当時商工省工務

局の繊維工業課長であった美濃部洋次は、池田成彬の存在が大きかったことを指摘し、つぎのように述べている。

「これによってひき起こされた経済的摩擦や国民生活への圧迫は、文字通り形容を絶するものがあった。ふつうならばこれはとうぜん一大社会不安をひき起すべきものであったが、ふしぎにも国民は従順であった。いっさいの反抗は、時局認識の欠除という言葉で封ぜられた。もっともはげしい抵抗を試みるものと思われた経済界でさえ、なんら組織的抵抗をおこなうことなく、暗黙のうちにこれらの措置を了承した。これは当時の財界の主流が、あげて池田氏を信頼していた結果であって、池田氏の貫禄がモノをいったと批評してまちがいないと思う。」²⁵⁾

3) 池田成彬大蔵・商工大臣による官僚機構の再編成

さらに池田成彬大蔵・商工大臣は、こうした戦時統制経済の遂行を合理的に行なうための官僚機構の改革を行なった。この種の機構改革は、その後戦時体制の進展とともに常に問題化されていったものであり、なかでも1943(昭18)年の東条内閣における軍需省、農商省、運輸通信省の新設と、これに伴う商工省、農林省、逓信省、鉄道省、企画院の廃止は、前代未聞のことであった。それに比べると、つぎに述べる池田成彬による官僚機構の改革は、規模も小さく、省の新設・廃止を行なったものではなかったにしても、日中全面戦争勃発後の機構改革の先がけであり、この時期の官僚機構の矛盾が端的に示されているという点でも大変興味深いものである。

財界は池田成彬が蔵相兼商工相に就任するや、統制経済の円滑な遂行と経済行政の一元化の達成を強く要望した。池田大蔵・商工大臣は、この財界の要求を受け入れて、就任あいさつの中で次のように述べた。

「大蔵、商工両省所管の事柄は貿易の問題、為替の問題、物資需給の問題、生産力拡充の問題、事業資金調達の問題、物価の問題等の如く現下の時局に於て最も緊要である問題に附相互に表裏の関係に立つ仕事が多岐にわたるのである。従って両省が渾然一体となり緊密なる連絡提携を保持することは戦時財政経済政策の遂行上最も必要とするところである。この意味において、従来より両省の機能の一元化が最も強く要望せられて来たのであるが、今回自分がたまたまこの両省の仕事を併せ担当することとなったのを機会に、今後この両省の機能の一元化を具現するに附出来得る限りの努力を至したいと考へる。」²⁶⁾

つまりこの改革の意図は、大蔵省と商工省との連携を緊密にして、「生産力拡充」政策にとって必要な軍需資材および外貨獲得製品の原料輸入をスムーズに行なおうとするものであった。実際、これまでの輸入許可事務は非常に煩雑で時間もかかった。すなわち、一つの物資を輸入するためにも、まず商工省で輸入許可をもらい、つぎにその許可証を輸入為替許可申請書に添えて日本銀行経由で大蔵省為替局に提出し、それに対する許可が下りてはじめて輸入商談にとりかかることができるといったものであった。そこで池田成彬は、これを改善し輸入許可事務の一元化をめざして、大蔵・商工大臣就任後間もない6月1日に関係官吏の会議を開催し、大蔵省為替局の輸入為替事務に関する現業部の執務所を商工省内に移転することを決定した。すなわち、「大蔵省では為替局の輸入為替事務を処理する輸入第2課および第3課を商工省内に移転し、商工省の輸入許可を処理する臨時物資調整局第6部第14課および貿易局第2部輸入課とともに一体となって執務せしむることになった」²⁷⁾のである。

大蔵省と商工省との関連を調整する必要は、すでに前内閣(林内閣)の時に表面化していた。この内閣で蔵相をつとめた賀屋興宣は、「財政経済三原則」を実行するにあたって、大蔵省と商工省

とが緊密な関係を結ぶことの必要性を認識していた。そこで彼は、大蔵大臣に就任する条件の1つとして、商工大臣が「財政経済三原則」を行なう意志と力量をそなえている人物であることを、特に強調したほどであった²⁸⁾。すでに、「財政経済三原則」という言葉自体が、財政政策の新たな段階を告げていた。すなわち、財政政策は産業政策と緊密に結びつくことなしには、十分な効果があげられない段階にきたことの表明だったのである。

このため、近衛首相も池田成彬の入閣にあたっては、大蔵大臣と商工大臣の兼任を強く要望した。この時すでに、大蔵省と商工省との機構改革が意図されていたといえるが、これはなによりも戦時統制経済の進展が要請したものであったにちがいない。しかし、それを承認したとしても、なほ池田成彬の果たした役割の重要性を指摘せずにはおれない。『大蔵省外史』の著者である有竹修二は、つぎのように述べている。

「役所にはそれぞれの伝統があり、ナワ張りの意識は容易に艾除すべくもなかった。池田は辛じて大蔵省の為替局と商工省の貿易局の機構を調整し、合理化して、大蔵省から2つの課を商工省に移管することに成功した。これだけのことも池田の蔵商相兼任ということと本人の貫禄によるもの。とにかくかなり大量の大蔵省マンが商工省へ移駐したことは日本の官僚史上に記録さるべきことであった。」²⁹⁾

この点においても、先の「池田財政経済三原則」の内容とその特徴について述べたのと同様のことが言える。この時期に展開された財政経済政策を、特に池田成彬の名を冠して「池田財政経済三原則」と呼ぶゆえんである。

4. おわりに

以上、本稿では池田成彬の財政経済政策とその特徴について考察した。終りにあたって、本稿で展開した内容をまとめると同時に、池田成彬の財政経済政策の歴史的意義について評価をくわえ、論稿のしめくりとしたい。

池田成彬大蔵・商工大臣が行なった財政経済政策は、軍需生産力拡充政策の担い手に成長した旧財閥と軍部との支持をえて、戦時経済統制を飛躍的に強化するとともに、経済統制の強化にともなって生じた矛盾を調整するものであった。池田大蔵・商工大臣による大蔵省と商工省にかかわる官僚機構の再編成は、この調整を行なうための行政機構の改革であった。池田成彬は、戦時経済統制の強化から生じる矛盾の調整過程で、主観的には、軍部の行動を資本の論理に組み入れることを意図したものであったにしても、結果的に、軍部と財閥との協調関係を強化し、その調整過程から生じた矛盾のしわよせは、挙げて国民生活に転嫁されていった。ここに、池田成彬大蔵・商工大臣の財政経済政策の基本的特徴をみることができる。

さらに、林内閣における結城蔵相－池田日銀総裁の財政経済政策を、「軍財抱合」財政と呼ぶのに対して、近衛内閣における池田蔵・商相－結城日銀総裁の財政経済政策を、「軍財再抱合」財政と呼ぶのは、池田－結城コンビの単なる再現を意味するものではない。それは、日中全面戦争の勃発とその長期化の見通しのもとで、一方において、軍需生産力拡充政策により、いっそう軍部と財閥相互の利益を保障すると同時に、他方で、軍需生産力拡充政策の過程で生じる軍部と財閥との利害対立を、極度に国民生活を犠牲にすることによって回避するための戦時経済体制づくりが、強力に推進されたからである。そこに、池田成彬の財政経済政策＝「軍財再抱合」財政の歴史的意義を看取することができる。

このようにみえてくると、確かに池田成彬の果たした役割は、ドイツのシャハトと多分に共通した側面をもっていたことは事実である。池田が「日本のシャハト」と呼ばれたのも、当然と言えるかもしれない。しかし、共通点はここまでである。シャハトをはじめとするライヒスバンクの理事会は、1939年1月、ヒットラー宛に1通の上申書を提出した。この「アドルフ・ヒットラー宛ライヒスバンク理事会の上申書」には、国家の放漫な財政金融政策によって、いまやドイツの「財政はまさに破産に瀕し、これによって中央銀行の機能は攪乱され」³⁰⁾ っていると警告を発し、ただちに国家が、こうした財政金融政策の方向転換をはかることを切々と訴えている。

後に、シャハトはこの上申書にふれて、「われわれはこの行動の結果がどうなるかについては見当がついていた。それがヒットラーの政策の転換をもたらす可能性はまずなかったが、われわれが罷免される可能性は十分あった」³¹⁾ と述べた。予想は的中した。この上申書を受けとったヒットラーは、ただちにシャハトをはじめライヒスバンクの理事を追放し、シャハトはナチス政権下の裁判において、終身刑を言い渡されたのである。そのようなシャハトと池田、この両者の差異にも注目しておくことが、池田成彬の財政経済政策の特徴とその歴史的意義を正しく理解するうえで、非常に重要な視点を提供するように思われる。

注

- 1) さしあたり、その一例として鈴木茂三郎『財界人物読本』（春秋社、1937年）を参照。
- 2) この財界人の名簿については、安藤良雄『ブルジョアジーの群像』（『日本の歴史』第28巻）小学館、1976年、356～357ページを参照。
- 3) 安部博純「軍部・財閥・革新官僚」藤原彰・今井清一編『十五年戦争史』2（青木書店、1988年）150ページ。
- 4) 椎名悦三郎『戦時経済と物資調整』産業経済学会、1941年、109ページ。
- 5) 「生産力拡充」政策が「軍財抱合」財政の成立に与えた影響については、藤田安一「『軍財抱合』財政と『生産力拡充』政策」（『京都大学経済論集』第3号、1991年8月）を参照。
- 6) 詳細は、原朗「一九三〇年代の満州経済」（満州史研究会『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房、1972年）を参照。
- 7) 木戸幸一『木戸幸一日記』上巻、東京大学出版会、1966年、543ページ。
- 8) 原田熊雄『西園寺公と政局』第5巻、岩波書店、1951年、252～253ページ。
- 9) 池田成彬『財界回顧』世界の日本社、1949年、206ページ。
- 10) この時の模様は、同上、206～207ページを参照。
- 11) 「財政経済三原則」とその歴史的意義については、藤田安一「賀屋興宣と戦時財政経済政策」（『財政学研究』第16号、1991年8月）を参照。
- 12) 島田晋作『昭和財界風雲録』橘書店、1943年、14ページ。
- 13) 前掲『西園寺公と政局』第6巻、151～152ページ。
- 14) 有竹修二『昭和大蔵省外史』中巻、財経詳報社、332ページ。
- 15) 有竹修二『昭和経済側面史』河出書房、1952年、366ページ。
- 16) この事情については、前掲『昭和大蔵省外史』中巻、350ページを参照。
- 17) 通商産業省編『商工政策史』第11巻『産業統制』1964年、197ページ。
- 18) 同上、199ページ。
- 19) 同上、199～204ページ。
- 20) 『エコノミスト』1938年7月11日、28ページ。

- 21) 日本銀行調査局特別調査室編『満州事変以後の財政金融史』(1948年) 357ページの掲載統計「円ブロック・第三国別内地貿易」を参照。
- 22) 同上, 付属統計 2 表の第23表を参照。
- 23) 同上, 407ページを参照。
- 24) 同上, 付属統計 2 表の第23表を参照。
- 25) 前掲『商工政策史』第11巻『産業統制』274ページ。
- 26) 『大阪朝日新聞』1938年 5 月27日。
- 27) 『エコノミスト』1938年 6 月11日, 14ページ。
- 28) 賀屋興宣が大蔵大臣に就任した経緯は, 前掲「賀屋興宣と戦時財政経済政策」を参照。
- 29) 前掲『昭和対外史』中巻, 380~381ページ。
- 30) 「アドルフ・ヒットラー宛ライヒスバンク理事会の上申書」ヴィルヘルム・フォッケ著・吉野俊彦訳『健全通貨』(至誠堂, 1958年) 174ページ。
- 31) 同上, 213ページ。

(2000年10月19日受理)

